

第5章 方法書、準備書に対する意見及び事業者の見解

第5章 方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解

検討の材料として取り上げている類似発電所について、本補正評価書では事業の関係上、正式名称を非公開とする事になったため、施設名称の記載を「同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所」とした。詳細は、「P5-41 7) 引用する類似事例の名称の記載について」に示す。

なお、「5-3 方法書についての知事意見及び事業者の見解」の中で、記載変更を行なった部分については、準備書及び評価書記載時の文章の更訂となるため、米印(※)を付加しての記載とした。

5-1 方法書についての意見

5-1-1 公告、縦覧

「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価方法書」の公告、縦覧等の状況は表5-1-1に示すとおりである。

表5-1-1 方法書の公告、縦覧等

| | |
|---------|---|
| 方法書縦覧期間 | 平成24年1月4日～平成24年2月3日 |
| 意見提出期限 | 平成24年2月17日 |
| 意見概要書提出 | 平成24年2月22日（意見なし） |
| 縦覧場所 | 大月バイオマス発電株式会社 山梨県民情報センター 大月市役所生活環境課 都留市役所市民生活課 甲州市役所環境政策課 |

5-1-2 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見はなかった。

5-2 方法書についての公聴会の概要

公聴会については、意見書の提出がなかったことから、開催されなかった。

5-3 方法書についての知事意見及び事業者の見解

5-3-1 全般的な事項

| 1. 環境影響評価方法書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)の縦覧後、新たに知事に情報提供を行った補足資料については、原則として補足した内容を全て環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の算定根拠、基礎数値等の補足的な資料については資料編に添付すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。 補足した内容につきまして記載致しました。 現況調査等により得た基礎データ情報は資料編に添付致しました。</p> |

| 2. 事業計画 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 燃料</p> <p>a) 木材チップの質の確保</p> <p>方法書において、当該事業に用いる燃料は、「剪定枝、間伐等を加工した木材チップ(建設廃材を除く生木に限る。)を利用する」(P.21)旨記載しているが、木材チップは生木のみのもので建設廃材を含むものを判別することが困難であるため、予め、木材チップの原料及び性状を定めた「受入れ基準」を作成すること。また、搬入業者及び原料の性状を常時把握することができるよう、搬入事業者、搬入日、搬入量及び建設廃材が含まれないこと等が確認できる記録を作成する旨、準備書に記載すること。</p> <p>b) 燃料の保管</p> <p>木材チップは、保管状況により悪臭の発生が懸念されることから、次について検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>本施設については、FIT*認定施設での運用を行う予定のため、全ての燃料について、証明書を発行した燃料を使用します。一部、生木チップには、一般廃棄物由来のものと産業廃棄物由来のもの2種類がありますが、何れも証明書により区別を行います。また、供給元については、事前に、処理施設状況、取扱廃棄物の分別状況等の確認を行います。安全に供給できるもののみを証明書とともに供給を受けます。また、受入基準については、当発電所が設定する燃料基準に従い、燃料購入するとともに、FITの基準に沿った手順で燃料購入を行います。記録については、DCS(帳票記録)システムにより、データ管理を行います。詳細については準備書P1-20~22に記載致しました。</p> <p>FIT*:再生可能エネルギーの固定買取制度 次の内容を盛込んだ「生木屑チップ等燃料取</p> |

| | |
|--|---|
| <p>すること。</p> <p>7) 管理マニュアルの作成 木材チップの保管期間・管理手順を具体的に定めた「管理マニュアル」を作成し準備書に記載すること。</p> <p>なお、既存施設等の事例を参考として、保管期間の短縮についても検討すること。(参考：吾妻バイオマス発電事業3.5日)</p> <p>イ) 木材チップの保管に係る環境影響の把握 環境影響の要因（施設の稼働）(P.73)に「木材チップの保管」を追加するとともに、環境影響評価項目の選定理由(P.76)及び悪臭の予測内容(P.90)を修正し、周辺環境に与える影響を把握すること。</p> <p>なお、保管場所の空気が外気に直接に放出される箇所については、悪臭の予測対象とすること。(悪臭防止法第四条第1項第2号関係)</p> <p>また、保管施設の構造及び悪臭防止対策については、環境保全措置に位置付け環境影響の低減の程度を明らかにすること。</p> | <p>扱マニュアル」を作成する計画です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料供給元の管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設情報管理 <ol style="list-style-type: none"> a. 許認可の情報 b. 破砕機の種類 c. スクリーン（篩機）の種類 d. 保管施設（屋内外・受入・処理後） e. 積込機材の種類 2. 受入れの管理 <ol style="list-style-type: none"> 1) 受入れ情報管理 <ol style="list-style-type: none"> a. 燃料の計量 b. 受入（燃料を展開させての検査） c. 燃料保管倉庫への投入 <p>以上の内容を記載致します。</p> <p>燃料保管倉庫については、2,000m³の保管倉庫2基を設置（約2.5日分）します。燃料は全て屋内にて保管、保管期間は最長で3日程度のため、燃料品質の劣化は無く、悪臭の発生は極めて軽微です。また、保管倉庫内はボイラ燃焼用空気を吸引していることにより常に負圧状態であるので外部に臭気が漏洩することはありません。更に発電所の定期点検（年2回）時に保管倉庫内の清掃を行うことにより、悪臭の発生を抑制致します。</p> <p>その他、*同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所での事後調査における保管倉庫での実測による測定結果からも周辺環境への影響はないと予測されます。</p> |
| <p>2) 燃え殻に係る検討</p> <p>a) 処理・処分 燃え殻の処分方法（処分先における処理を含む）(P.17)については、具体的に記載するとともに、当該処分方法を選定した検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>燃え殻の処分先については路盤材の原料としての再利用を計画しております。また、現在、土地改良材等の販売の目的での燃え殻の受入れ表明書を頂いている取引業者も控えております。その他については適正な処分手続きにより</p> |

| | |
|---|--|
| <p>と。</p> <p>b) 燃え殻の発生及び管理に係る環境影響の把握。</p> <p>施設の供用時に発生する焼却灰(燃え殻)については、P. 75 及びP. 79 において標準的に調査及び予測を行う環境影響評価項目として選定しているが、P. 73 の環境影響の要因(施設の稼働)及びP. 119 の廃棄物・発生土の調査及び予測の手法には記載されていないことから、P. 73 及び P. 119 の該当部分に燃え殻に係る記載を追加するとともに、燃え殻の発生量、保管・運搬方法、飛散等による環境影響及び環境保全対策について検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> | <p>最終処分場に処分します。更に*同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の状況を踏まえて今後も検討致します。</p> <p>保管等については灰ピットから排出後、速やかに加水し(加水割合は15%)、専用の保管コンテナに搬送後、合成樹脂製シートで覆うことにより飛散防止の対策を致します。これらの対策を行った上で保管コンテナを専用トラックにより運搬致します。</p> <p>コンクリート固化についてはコンクリート固化施設(再生砕石リサイクル)への委託処理、最終処分場については管理型処分場への委託処理をする計画です。</p> |
| <p>3) 車両通行台数</p> <p>対象事業に係る車両の走行に関し、造成工事に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後の木材チップ、燃え殻等運搬車両等の走行台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>造成工事に伴う発生土は計画地内にて使用する計画であり外部への移動は有りません。</p> <p>発電所供用時においては既存資料として*同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の事後調査結果を参考に、比較検討と併せて車両等の走行台数を見積り、大気(P. 10-1-64~70)、騒音(P. 10-3-31~34)、振動(P. 10-5-21~24)の評価を実施致しました。</p> |

| 3. 事業計画の複数案による検討 | |
|---|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>「補給水の取水方法(地点、量、方法等)」及び「排水の方法(地点、量、温度、水質、方法等)」等の方法書手続き開始時点において、未確定の事業内容については、次により想定される複数の案の環境影響(地盤沈下、水域・水生生物の生息域の分断等)をそれぞれ把握し、比較することにより、対象事業をより環境に配慮されたものとする。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>補給水の取水については地下水及び沢水の利用における環境への影響を配慮した対策を検討して準備書P10-7-15~20、P10-8-1~3に記載致しました。</p> <p>また、排水の方法についても検討して準備書P1-16~19、P10-6-1~13、P10-7-1~14に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| また、検討の経緯及び結果については準備書に記載すること。 | |
| 1) 補給水の取水方法 補給水の取水方法については、井戸水、計画地西側に隣接する沢（以下「A 沢」という。）及び計画地西約 250m の沢（以下「B 沢」という。）が水源の候補として示されていることから、各水源の最大供給可能量で採取した場合、及び複数の水源を併用した場合（取水条件を明確にすること）を想定し、それぞれ環境影響を予測すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 現在、B 沢は使用しない計画となっており A 沢と井戸水により補給水を取水致します。 取水量は、各所 36m ³ /日とし、合計 72m ³ /日を計画しています。 |
| 2) 排水の方法 排水の方法については、方法書には示されていないことから、笹子川及び A 沢にそれぞれ放流した場合について環境影響を把握すること。 特に、A 沢については上流において最大供給可能量で補給水の取水が行われた場合を予測条件の一つに加えること。 | ご指摘のとおりに致しました。 排水口は排水による環境への影響を考慮して A 沢下流部のコンクリート法面に設置する計画です。 また、A 沢の流量は 0.0005～0.0033 m ³ /s (43.2～285.1 m ³ /日) であり、A 沢からの最大取水量は 36 m ³ /日であるため、その範囲以下に十分に収まる水量でした。 |

| 4. 環境影響評価項目の追加 | |
|--|---------------------------|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 方法書において選定されていない環境影響評価の項目についても、必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。 | ご指摘のとおり準備書において項目を追加致しました。 |

| 5. 環境保全措置の検討 | |
|---|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものでなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることから、予測結果が環境基準等を下回る場合であっても、現況の環境の状態から乖離する場合は、措置の必要性について検討すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 環境への影響を環境保全措置について検討致しました。また、実際的な環境への影響を予測・評価のために*同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の事後調査結果により検討致しました。 |

| | |
|--|---|
| 併せて方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。 | 複数案についても比較検討致しました。 |
| 2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための材料及び基準を準備書に記載すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 |
| 3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）に沿って、対象事業が環境に配慮しながら行われるよう、回避、最小化（低減）、代償の順で検討する（第1章第2）とともに、代替案（複数案）との比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかどうか（第1章第6の3）について、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 特に煙突高による環境への影響については複数案による比較検討を致しました。準備書P10-1-53～63、P10-10-3～11、P10-15-11～50に記載致しました。 また、複数案の総合的評価については、準備書P11-1に記載致しました。 |

| 6. 類似事例の引用 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 現在、群馬県において営業運転を開始している「吾妻木質バイオマス発電事業」に係る環境影響評価及び事後調査の結果を、関連事業者の協力を得る中で、本事業の環境影響の把握及び環境保全措置の検討において活用することにより、より具体的な検討を行い準備書に反映すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 本事業計画は※同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所と事業規模及び能力が同じであるため、事後調査結果が最も有用な比較検討の材料と位置づけて活用致しました。 |

| 7. 専門家の助言等 | |
|---|-------------------|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 対象事業の実施に当たり、専門家等の助言を受けた場合については、助言の内容及び準備書への反映状況が分るように整理するとともに、助言を受けた専門家等の所属及び氏名を準備書に記載すること。 | 専門家等の助言は受けませんでした。 |
| 8. 分りやすい資料の作成（県技術指針 第1章総論、第4環境影響評価等の実施手順、5その他の留意事項 関係） | |

| 知事意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| 環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の点に留意すること。 | — |
| 1) 本知事意見に対する事業者の見解を作成する際、指摘事項に対する事業者の考え方及び準備書への反映状況の概略が把握できるように記載すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 現時点においても環境への影響が低減する方向で検討しており、分かりやすくなるように致しました。 |
| 2) 準備書の記載は、できる限り簡潔かつ平易な文章で作成すること。学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるとともに、使用する場合には必要に応じて注釈を付すこと。また、図表等を用いて視覚的に表示するとともに、図譜については適切な縮尺のものを用いるなど、住民が理解しやすい表現に努めること。 | ご指摘のとおりに致しました。 表現の仕方においては写真及び図表等を用いて判りやすい記述に努めました。 |
| 3) 住民が準備書全体の内容を把握しやすくするため、その構成及び分量にも配慮するとともに、調査及び予測のための資料は、資料編として別冊とすること。また、予測の結果は、内容の検証が可能となるように記述すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 調査データ等は資料編として記載致しました。 |
| 4) 方法書の作成に当たり、現地の予備調査を行った場合には、その内容を記載すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 予備調査データは資料編として記載致しました。 |
| 5) 引用した既存資料等については、その出典（文献名、著者、作成時期、調査機関等）を明らかにすること。 | ご指摘のとおりに致しました。 図表等においては下部に出典先を記載致しました。 |
| 6) 地域特性に係る情報について、既存資料等により十分調査するとともに、必要に応じ県、関係する市町村、専門家、その他知見を有する者から情報の提供を受けるなどして正確に把握すること。 | ご指摘のとおりに致しました。 現地での聞き取り等により地域特性を加味致しました。 |

5-3-2 個別的な事項

| 1. 大気質 | |
|--|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 地形を考慮した大気汚染物質の影響の把握 対象事業実施区域は、滝子山（標高約1,600m、北約3,300m）と鶴ヶ鳥屋山（標高約1,380m、南西約2,100m）に挟まれた低地（標高約550m）に位置し、大気は笹子川に沿った東西方向の流れが主となることから、地形及び気象観測で得られる大気の流れを考慮した拡散について予測すること。 併せて、接地逆転層発生時による拡散抑制時の拡散についても確認すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。 地形による特性を考慮した短期高濃度による予測・評価を致しました。また、計画地において煙流試験を実施し、接地逆転層発生状況についての確認を致しました。準備書P10-1-38～63に記載致しました。</p> |
| <p>2) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討においては、排出口（煙突）の高さについても、地域特性を考慮した複数案により検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。 煙突高については3パターンによる複数案により検討を行い、地形による特性を考慮したダウンウォッシュ及び逆転層等による比較検討を致しました。準備書P10-1-38～63に記載致しました。</p> |
| 2. 悪臭 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>当該事業の実施に起因する悪臭については、大気汚染物質の拡散状況を参考に、最大着地点を把握するとともに当該地点における臭気指数を確認し、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。 悪臭については*同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の事後調査において現地調査を行い、最も臭気による影響があると判断された燃料保管倉庫搬入口を評価の対象と致しました。 また、煙突気体排出口からの影響についても大気汚染物質と同様に予測・評価も致しました。準備書P10-2-4～7に記載致しました。</p> |
| 3. 水質・水象 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 調査地点の選定</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>図 5-5-1 水質・底質・地下水調査地点 (P. 101) に示された調査地点については、補給水の採取及び排水の放流先として隣接する沢 (A 沢及び B 沢) も調査地点として選定するとともに、関連する水域 (笹子川、A 沢、B 沢) の水量についても把握し調査結果を準備書に記載すること。</p> | <p>B 沢については取水の効率及び水量が少ないために取水しない計画となりました。</p> <p>笹子川及び A 沢については計画通りの調査を致しました。水量については準備書 P10-7-1~2 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 温排水の影響範囲の予測</p> <p>放流先の河川の流量及び水温の経年変化を考慮した影響を予測し、その影響が及ぶおそれのある範囲を明らかにし、準備書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>笹子川については現在、河川状況が変化することが想定されるので事後調査を含めた継続的な監視を致します。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>4. 土壌汚染</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 燃え殻の飛散防止措置の検討</p> <p>燃え殻の搬出に起因する有害物質の周辺の土地への飛散、公共用水域への流出が懸念されることから、次の事項を含む飛散・流出防止の措置を検討し、検討結果を準備書に記載すること。</p> <p>a) 飛散・流出防止対策の検討</p> <p>保管場所の周辺、及び雨水側溝等の飛散物の溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施することにより燃え殻の拡散・流出の防止を図ること。</p> <p>b) 飛散・流出防止対策の効果の確認</p> <p>対象事業実施区域周辺の土壌についても定期的に成分分析を行い、土壌汚染等が発生していないことを確認すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>燃え殻の飛散・流出防止については※同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の管理体制を参考に外部への飛散による影響のないよう排出時に速やかに加水し、保管管理を徹底した上で外部へ運送します。また、その都度清掃する計画です。</p> <p>なお、本事業計画の焼却灰処理計画については準備書 P1-20、P10-17-7 に記載致しました。</p> <p>また、計画地周辺の土壌においても現況調査により分析(土壌汚染対策法における重金属類)を行っており供用後においては定期的に成分分析を実施致します。現況の土壌分析結果は、準備所 資料編 P 資 8-1 に記載致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>5. 地形・地質</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 地形・地質に係る現況の把握</p> <p>地形及び地質の状況を把握するに当たり、</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>準備書 P10-9-1~6 に記載致しました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>計画地の南側に整備されている林道等を調査範囲に加え、林道の切り土部分等において崩落や崩壊の状況を確認すること。</p> | |
| <p>6. 植物、動物、生態系</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 陸上動物及び水生生物の調査範囲について 本事業計画においては、A 沢及び B 沢を補給水の取水場所の候補としていること、及び笹子川又 A 沢に排水が放流されることから、当該項目に係る調査範囲（図 5-7-1 (P. 109) 及び図 5-8-1 (P. 112)）については、次のことを考慮して設定すること。</p> <p>a) 補給水の水源となる A 沢及び B 沢を含む範囲とし、補給水採取による水域の分断に伴う陸上動物及び水生生物の環境影響を把握すること。</p> <p>b) 排水の放流が想定される笹子川及び A 沢について、それぞれ放流による水域の温度変化が及ぼす水生生物への環境影響を把握すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>「3. 水質・水象」に記載致しましたが B 沢は使用しない計画となります。</p> <p>また、排水先の水域における陸上動物については準備書 P10-12-1～55、水生生物については準備書 P10-13-1～33 にそれぞれ予測・評価について記載致しました。</p> |
| <p>2) 鳥類調査手法(希少猛禽類)</p> <p>計画地周辺において確認された希少猛禽類の生息・営巣等への影響については、次のことを考慮し、当該個体の行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息数及び生息環境の変化を把握するとともに、類似事例等の活用により、具体的な環境保全措置(営巣期を考慮した工事計画の立案、営巣地付近への立入制限等)を検討し、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>a) 行動圏については、当該個体の行動圏における計画地を含む笹子川右岸の意義を詳細に把握すること。</p> <p>b) 環境保全措置の検討は、営巣が確認された地域周辺の営巣可能木の分布状況を基に</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>本事業計画における希少猛禽類の生息・営巣等への影響については、準備書 P10-12-1～7、32～35、40～41 及び 53～54 に記載致しました。</p> <p>ただし、希少猛禽類に関しては、希少生物の保全の観点から、準備書で公表しないほうが好ましいと判断しており、別冊として報告書を作成致します。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>行うこと。</p> <p>c) モニタリング調査を実施することを記載すること。また、仮に当該個体が現在の場所での営巣を回避した場合であっても、可能な限り追跡調査を実施することを記載すること。</p> | |
| <p>3) 温排水による環境影響の詳細な把握</p> <p>事業場からの温排水が、当該水域において生息するヤマメ等の冷水を好む魚類に影響を及ぼすことが危惧されることから、温排水の放流方法、放流先河川における温度変化による生息域の変化及び分断等について、次の点が明らかになるよう検討を行い、その検討経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>a) 生息域の変化</p> <p>水生植物や藻類等の水生生物の生息域の変化</p> <p>b) 温排水対策</p> <p>㊦) 温度変化が想定される範囲</p> <p>㊩) 放流水の温度及び冷却方法</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>生息域の変化を予測・評価致しました。</p> <p>温排水対策については施設内にてチラーを用いた対策をとる計画です。準備書 P10-6-9～13 に記載致しました。</p> <p>また、現在、笹子川については河川形状及び河床状態の改変が想定されるので事後調査を含めた監視を行う計画です。</p> |

| 7. 景観・風景、人と自然との触れ合いの活動の場 | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 地域景観への配慮</p> <p>当該地域を見下ろす大月市笹子町原地区については、計画地を含む日常景観の変化を把握するとともに、当該地域における祭り、地域の行事等における計画地及びその周辺が持つ意味合い等を考慮した調査地点（視点場）を設定すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>準備書 P9-55～58、P10-15-11～45 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 移動中の観光客等の視点の選定</p> <p>計画地は、国道 20 号線、JR 中央本線等において確認される場所であることを考慮し、これらの車窓からの景観についても考慮すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>前記同様、準備書 P9-55～58、P10-15-11～45 に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>3) 復水器から発生する水蒸気の影響</p> <p>図 1-2-1 設置計画図（配置図）（P.003）の復水器（冷却装置）からの水蒸気による景観への影響が懸念されることから、冬期におけるフォトモンタージュ及び類似施設の事例等を参考、又は引用する中で、影響の程度を明らかにし、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> | <p>最新型の高効率な復水器の設置を計画しており白煙の低減に努めます。また、類似施設である※同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所においては復水器からの白煙は厳冬日の朝方に見られることはありますが、昼間に見られるのは稀であることを確認しております。</p> |
|---|--|

| 8. 廃棄物、発生土 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 燃え殻の成分分析及び記録の作成</p> <p>有害物質等が混入若しくは含有していないことを確認するため、定期的に燃え殻の成分分析を実施し、地域住民等の求めに応じて情報提供すること。</p> <p>併せて、燃え殻の搬出先及び量については記録を作成し保管すること。</p> <p>(産業廃棄物管理票の保管、台帳の管理の徹底)</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>本事業計画が地域住民の方々との親和を高めるためにも諸々の情報開示を致します。</p> <p>また、燃え殻に関する記録の保管は書類管理規定を定めてその運用を徹底致します。</p> |

5-4 準備書についての意見

5-4-1 公告、縦覧

「大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価準備書」の公告、縦覧等の状況は表5-4-1に示すとおりである。

表 5-4-1 準備書の公告、縦覧等

| | |
|---------|---|
| 準備書縦覧期間 | 平成26年3月17日～平成26年4月16日 |
| 住民説明会 | 平成26年4月13日 大月市市民会館 |
| 意見提出期限 | 平成26年4月30日 |
| 意見概要書提出 | 平成26年5月22日（意見なし） |
| 縦覧場所 | 大月バイオマス発電株式会社 山梨県民情報センター 大月市役所市民課 都留市役所市民生活課 甲州市役所環境政策課 |

5-4-2 準備書についての意見

準備書についての住民等からの意見はなかった。

5-5 準備書についての公聴会の概要

公聴会については、意見書の提出がなかったことから、開催されなかった。

5-6 準備書についての知事意見及び事業者の見解

5-6-1 全般的な事項

| 1. 総括的な事項 | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 調査、予測及び評価結果の取りまとめ</p> <p>第9章「調査方法」、第10章「調査結果の概要及び予測評価結果」に分割して記載されている内容を見直し、環境影響評価項目毎に調査、予測及び評価の結果を取りまとめ、分かりやすい評価書を作成すること。</p> | <p>準備書の「第9章 調査方法」及び「第10章 調査結果の概要及び予測評価結果」を合わせて、評価書では「第9章 調査方法及び調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」として一つの章に取りまとめました。</p> |
| <p>2) 準備書に係る説明会や山梨県等に提出した資料の取扱い</p> <p>a) 準備書手続期間中に準備書説明会、山梨県環境影響評価等技術審議会（以下「技術審議会」という。）及び山梨県に提出した資料については、個人情報及び法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものを除き、評価書の資料編に追加すること。</p> <p>b) 審議会及び県からの質問等に対する見解については、該当する評価項目毎に取りまとめて評価書に反映すること。</p> | <p>a, b) 審議会及び県からの質問等に対する見解及び資料として提示した図や表については、項目毎に本編に追加し、水質汚濁・水象のB案（案1～3）における予測結果の詳細グラフ及びグラフの取りまとめ等のデータについては、資料編「6. 水質汚濁・水象」に追加致しました。</p> |
| <p>3) 類似事例及び出典の取扱い</p> <p>事例の引用を行う場合には、当該事例を引用する妥当性について、対象事業との類似性等を示すなどにより説明すること。併せて、類似事例として用いた施設の名称についても明らかにし評価書に記載すること。</p> <p>また、検討に用いた文献、参考資料等については、出典や引用部分を明らかにし評価書に記載すること。</p> | <p>主な類似事例の引用施設としては、対象事業と同程度の発電規模であり、かつ、使用燃料の構成が類似した木質バイオマス発電所の事例を引用いたしました。評価書中では「同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所」と記載を致しました。</p> <p>検討に用いた文献、参考資料等については、出典を明らかにし、図や表については、下部分に「出典」として記載を致しました。</p> |
| <p>4) 環境影響の取りまとめ</p> <p>対象事業の工事中及び供用後の環境影響の取りまとめ（評価）については、現況からの変化の程度を具体的、かつ、分かりやすい記載とすること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>定量的な評価をした項目の表で記載可能なものについては、現況、付加量、予測結果が一覧となる形式での記載と致しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>5)環境保全措置の検討</p> <p>a) 環境保全措置の基本的な考え方 供用後の施設からの騒音等、予測結果が環境基準等を下回っている場合であっても、現在の環境の状況を保持する観点から、事業がより環境に配慮したものとなるよう検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>b) 環境保全に関する配慮方針の反映 環境保全措置の検討は、方法書の環境影響評価項目毎に記載した「環境保全に関する配慮方針」を考慮して取りまとめ評価書に記載すること。</p> <p>c) 環境保全措置の横断的な効果の整理及び検討 実施するとして環境保全措置については、複数の環境影響評価項目に対し効果が期待できる場合があることから、保全措置毎に期待される効果を整理して取りまとめ、評価書に記載すること。</p> <p>d) 環境保全措置の位置付け (P. 10-11-31、10-12-49、10-13-16、10-14-18) 環境保全措置として、「回避」と位置づけた措置については、本県環境影響評価等技術指針の定義に沿って「回避」又は「最小化(低減)」の分類を再検討し、評価書に記載すること。</p> | <p>a) 予測結果が敷地境界等の対象地点において環境基準等を下回っている場合であっても、周辺環境への影響を考慮するため原地区(民家3地点)での予測・評価を行いました。</p> <p>b) 環境保全措置は「環境保全に関する配慮方針」を基本に考慮し、その上で事業がより環境に配慮し周辺環境への影響の低減に繋がるよう考慮致しました。また、準備書提出後に事業計画が明確化したため、より具体的な内容での追加記載を致しました。</p> <p>c) 環境保全措置は横断的な効果があり、例えば工事中の笹子川に関する環境保全措置では保全対象が水質や水生生物と多岐の項目に渡るため、それぞれの項目に河川の見回り・清掃を行い浮遊物質量、汚泥及び有害物質の低減を行う旨の記載を致しました。</p> <p>d) 環境保全措置として、「回避」と位置づけた措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の定義に沿いまして「回避」又は「最小化(低減)」の分類を再検討致しました。その結果、準備書 P. 10-12-49「廃棄物・ゴミ処置方法の徹底化及びロードキル防止の注意喚起」、作業員への環境配慮、準備書 P. 10-13-33(知事意見は表 10-13-16 の表記)「廃棄物・ゴミ処置方法の徹底化」、準備書 P. 10-14-18「クマタカの繁殖期に配慮した工事工程」で、その効果を「回避」と位置づけた環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針に記載されている「ある行為の実施の規模又は程度を制限すること、若しくは影響を受けた環境を修復、再生又は復元することにより、環境影響をできるかぎり最小化すること」と位置付けられることが妥当であると判断しましたので本県環境影響評価等技術指針の定義である「最小化(低減)」に再分類致しました。評価書 P. 9-12-56、P. 9-13-43 及び</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| | <p>P. 9-14-22 に上記記載しました。また、準備書 P. 10-11-31 に記載しました環境保全措置「希少植物へ配慮した計画・設計」については、対象となるカワモズクが植物から水生生物の項に変更し、本事業によるカワモズクの生息への影響を再検討したところ、その影響はないものと判断されましたが、水生生物全体としての環境保全措置としてカワモズクの生息地を含む笹子川下流において定期的に見回りを実施して把握するとともに、本事業による汚泥・土砂の堆積を確認した場合には、清掃等を実施する旨を評価書 P. 9-13-43「表 9-13-23 環境保全措置」に記載致しました。</p> |
| <p>6) 関連施設の設置事業者（送電事業者）への要請</p> <p>a) 対象事業に係る送電線等の関連施設の設置に際しては、本手続において得られた知見を関連施設の設置事業者に対して積極的に情報提供し、関連施設がより環境に配慮したものとなるよう要請する旨評価書に記載すること。</p> <p>b) 特に、猛禽類等の保全については、関連施設の設置事業者に対し、連携した環境保全措置等の実施を要請する旨評価書に記載すること。（詳細は II 個別的事項 8. 動物 に記載）</p> | <p>a) 本事業の事業計画に基づく関連施設の設置に際しては、本手続において得られた知見を関連施設の設置事業者に対して積極的に情報提供し、関連施設がより環境に配慮したものとなるように致します。評価書 P. 1-12 に記載致しました。</p> <p>b) 猛禽類の保全に関しましては関連施設の設置事業者に対し、連携した環境保全措置等の実施を要請する旨を評価書 P. 9-14-22「表 9-14-7(2) 環境保全措置の検討」に記載致しました。</p> |
| <p>7) 事後調査計画の策定 (P. 12-1)</p> <p>a) 事後調査の項目及び手法の選定にあたっては、山梨県環境影響評価等技術指針に基づき、次の事項を明らかにし評価書に記載すること。</p> <p>①事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針</p> <p>b) 中間報告書及び完了報告書の作成時期に関する基本的な考え方について、次の事項を考慮して検討し、その経緯及び結果を評価書に</p> | <p>a) ①事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、速やかに原因の究明を行い、本事業による影響が確認された場合には追加的な保全対策を講じます。評価書 P. 11-4 に記載致しました。</p> <p>b) ①工事中の事後調査は、準備書 P. 1-40 に記載の工事期間 25 ヶ月の中から環境付加が最大となる時期を項目毎に選定しているため、中間報告書については全ての調査が済み次第の作成となります。調査時期は評価書 P. 11-2 に記載致し</p> |

| | |
|--|---|
| <p>記載すること。</p> <p>①工事期間が約 1.5 年 (P. 1-23) であること。</p> <p>②完了報告書の報告時期については、計画地北側の植栽や計画地南側の緑地緩衝帯等環境保全措置の効果が確認できる期間を確保したうえで設定すること。</p> <p>c) 事後調査の調査地点については、環境影響評価のために設定した調査地点、予測地点 (本意見により追加したものを含む) と整合するよう設定すること。なお、工事中等を含め地域住民等から要望等がある場合は、調査地点を追加するなど柔軟に対応すること。</p> | <p>ました。</p> <p>②存在・供用時の事後調査及び調査時期は、評価書 P. 11-3 に記載致しました。設備が定常運転となる試運転後 3 ヶ月目、または環境付加が最大となる時期を項目毎に選定しているため、完了報告書については存在・供用後 1 年間の全ての調査が済み次第の作成となります。</p> <p>なお、計画地南側の緑地緩衝帯及び北側の植栽につきまして、環境保全措置の効果が確認できる時期は施設の供用開始から 10 年後を想定しておりますので、存在・供用後 1 年目での完了報告書の作成は困難であると判断致しました。したがって、生態系については最終的な評価は 10 年後に別の報告書での提出と致します。評価書 P. 9-14-25 「表 9-14-8 緑地緩衝帯の経緯及び基本的な考え方」及び P. 9-14-39 「表 9-14-11 北側植栽の経緯及び基本的な考え方」に記載致しました。ただし、存在・供用後 1 年間の完了報告書の作成時には、1 年目の緑地緩衝帯及び北側植栽についての状況の報告を致します。</p> <p>c) 事後調査の調査地点については、環境基準等の適用される地点だけではなく、技術審議会での意見を参考にし、周辺環境への影響を考慮して原地区 (民家 3 地点) を調査地点に追加致しました。</p> |
| <p>8) 対象事業の引き継ぎ</p> <p>対象事業を他者に引き継ぐ場合、環境影響評価の結果及び環境保全措置の内容が確実に引き継がれるよう、引き継ぎに係る書類等に明記する旨を評価書に記載すること。</p> | <p>事業者の移管・継承については、移管・継承に係る書類等に環境影響評価の結果及び環境保全措置の内容を引き継ぐ旨を明記致します。評価書 P. 11-4 に記載致しました。</p> |
| <p>9) 環境影響評価制度の適切な運用と積極的な情報の提供</p> <p>a) 環境影響評価の結果の反映</p> <p>本手続を通じて得られた住民や自治体等の意</p> | <p>a) 施設計画や環境保全措置については、住民や自治体等の意見を含め周辺環境への影響を配慮したものであり、評価書はその検討の結果を踏まえて整理致しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>見を踏まえ、事業がより環境に配慮したものとなるように、施設計画や環境保全措置を検討し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>b) 積極的な情報提供の実施</p> <p>工事中及び供用後に実施する環境保全措置の実施状況、事後調査並びに環境モニタリングの結果、更に地域住民等からの申入れに係る対応状況等については、地域住民等に対し積極的に情報提供する旨評価書に記載すること。</p> <p>なお、情報提供の実施状況については、中間報告書及び完了報告書に記載すること。</p> <p>c) 工事中及び供用後の問題対応</p> <p>対象事業の実施に伴い、地域住民等からの申入れ等に早期に解決するための対応窓口を設置する旨評価書に記載すること。</p> | <p>b) 工事中及び存在・供用後に実施する環境保全措置の実施状況、事後調査並びに環境モニタリングの結果、更に地域住民等からの申入れに係る対応状況等については、事業者ホームページ上で定期的に地元自治体へ報告をしている旨の記載をし、管理事務所では常に情報の公表ができる形をとることと致します。評価書 P. 1-36 に記載致しました。</p> <p>c) 地域住民等からの申入れ等に対しては、早期解決をするため住民対応窓口を設置致します。評価書 P. 1-36 に記載致しました。</p> |
|---|---|

| 2. 事業計画に関する事項 | |
|--|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 事業計画に関する複数案の検討 (P. 1-8)</p> <p>a) 準備書手続において施設の規模、配置等の内容が確定していない部分については、事業がより環境に配慮したものとなるよう実現可能な複数案により検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>b) 立案した複数案については、各案の特徴(環境面における特徴を含む)を一覧表、図表等を用いて整理し、評価書に分かりやすく記載すること。</p> <p>c) 煙突の高さについては複数案を用いて、大気汚染、日照障害、風景・景観の環境影響評価項目毎に当該地域における影響の程度の違いを比較し、その結果を分かりやすく評価書に</p> | <p>a) 施設の規模、配置等の関係で検討が必要な煙突高、煙突位置については複数案と致しました。総合的評価として評価書 P. 10-1~3 に記載致しました。また、準備書提出後に事業計画が明確になった部分については、評価書全編を通じて準備書における事業計画(A案)と明確化された事業計画(B案)に分けて整理を致しました。</p> <p>b) ご指摘のとおりに致しました。特に煙突高、煙突位置及びA沢における取水口及び排水口的位置については、各項目にわたるため、総合的評価として評価書 P. 10-1~5 に記載致しました。</p> <p>c) 煙突の高さについても複数案を用いてマトリクス形式で総合的に比較評価し、評価書</p> |

| | |
|--|---|
| 記載すること。 | P. 10-1～2 に記載致しました。 |
| <p>2) 造成計画の詳細な記載 (P. 1-8)</p> <p>a) 対象事業の造成計画については、図 1-4-3, 4 (P. 1-12, 13) の横断面図及び縦断面図の断面位置及び縮尺、盛土・切土の土量の計算の結果など詳細な資料を追加すること。</p> <p>b) 現況及び改変後の土地利用の変化を整理した表を作成すること。なお、作成に当たっては、地目と現況が異なっている場合があることを考慮すること。</p> | <p>a) 造成計画の詳細な資料は評価書 P. 1-16～21 に記載致しました。</p> <p>b) 土地利用計画については表形式とし、評価書 P. 1-13 に記載致しました。</p> |
| <p>3) ボイラーの構造及び設置場所 (P. 1-8)</p> <p>事業に用いるボイラーの基本的な構造及び設置場所を次の事項を明らかにし評価書に記載すること。</p> <p>a) 構造 (流動床式) 及び特徴</p> <p>b) NO_x の発生抑制のための機構 例: 2 段階燃焼、低NO_xバーナーの使用等</p> <p>c) 燃焼温度及び排気ガスの滞留時間</p> | <p>a) ボイラーの構造 (流動床式) 及び特徴については、評価書 P. 1-1～2 に記載致しました。</p> <p>b, c) NO_x の発生抑制のための機構、燃焼温度及び排気ガスの滞留時間については、評価書 P. 1-26～27 に記載致しました。</p> |
| <p>4) 関連する規制基準等の記載</p> <p>評価書の取りまとめ段階において想定するボイラーの規模、構造により適用される大気汚染防止法に定める排出基準等を整理し、評価書に記載すること。</p> | <p>適用される大気汚染防止法に定める排出基準等については、評価書 P. 1-9～10 の排ガス性状の表で整理致しました。</p> |
| <p>5) 燃料チップの運搬方法等に係る検討 (P. 1-8)</p> <p>燃料チップの運搬経路、運搬時間帯の設定 (以下「運搬方法等」という。) 及び地域住民等への周知方法については、次の事項を考慮して検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>a) 基本的な考え方</p> <p>① 使用する道路周辺における学校や保育園等の環境影響を受けやすい施設の分布状況を考慮すること。</p> <p>② 使用する道路の混雑状況等を考慮すること。</p> | <p>a) ①②③使用する道路周辺の配慮が必要な施設、配慮すべき時間帯を表形式で整理し評価書 P. 1-22, 25 に記載致しました。</p> <p>b) ①②燃料の運搬については、住民や自治体等を含めた周辺環境への影響を配慮したものと、沿線住民等との合意形成や周知のほか、地域との公害防止協定を締結する計画です。住民に対しての周知方法については、事業の営業開始時は地元自治体の広報誌により公表し、併せて事業者ホームページ上には運搬経路の記載を致します。評価書 P. 1-25 に記載致しました。</p> |

| <p>③ 通勤・通学や地域の状況を考慮すること。</p> <p>b) 沿線住民等との合意形成と運搬経路等の周知</p> <p>① 運搬経路等については、住民及び環境影響を受けやすい施設の管理者等（以下「沿線住民等」という。）に環境配慮の内容と共に説明し、地元との合意を踏まえて設定すること。</p> <p>② 運搬経路等については、地元説明会の場やホームページ等により沿線住民等に周知すること。</p> <p>（参考：運搬経路に係る検討結果の取りまとめの例）</p> <table border="1" data-bbox="225 797 778 1099"> <thead> <tr> <th>想定される運搬ルート</th> <th>配慮が必要な施設</th> <th>配慮すべき時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 大月 IC～R20 下り</td> <td>・・・</td> <td rowspan="4">通勤・通学時間帯 XX 時 XX 分 ～XX 時 XX 分等</td> </tr> <tr> <td>② 勝沼 IC～R20 上り</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>③ 都留 IC～県道712号(大幡初狩線)～R20 下り</td> <td>・・・</td> </tr> <tr> <td>④ R20 上り又は下り</td> <td>・・・</td> </tr> </tbody> </table> | 想定される運搬ルート | 配慮が必要な施設 | 配慮すべき時間帯 | ① 大月 IC～R20 下り | ・・・ | 通勤・通学時間帯 XX 時 XX 分 ～XX 時 XX 分等 | ② 勝沼 IC～R20 上り | ・・・ | ③ 都留 IC～県道712号(大幡初狩線)～R20 下り | ・・・ | ④ R20 上り又は下り | ・・・ | |
|---|--|--------------------------------------|----------|----------------|-----|--------------------------------------|----------------|-----|------------------------------|-----|--------------|-----|--|
| 想定される運搬ルート | 配慮が必要な施設 | 配慮すべき時間帯 | | | | | | | | | | | |
| ① 大月 IC～R20 下り | ・・・ | 通勤・通学時間帯 XX 時 XX 分 ～XX 時 XX 分等 | | | | | | | | | | | |
| ② 勝沼 IC～R20 上り | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| ③ 都留 IC～県道712号(大幡初狩線)～R20 下り | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| ④ R20 上り又は下り | ・・・ | | | | | | | | | | | | |
| <p>6) 搬入業者に対する環境保全措置の徹底</p> <p>搬入業者に対し、車両の待機場所、運搬経路、運搬時間帯、配慮すべき事項、計画地周辺の動物への配慮等についての説明会を定期的開催し周知する旨評価書に記載すること。</p> | <p>搬入業者に対しては、説明会を定期的開催し周知を徹底する旨を評価書 P. 1-25 に記載致しました。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>7) 事業計画の変更</p> <p>事業計画の進捗に伴い事業内容を変更する場合にあっては、条例で定める対象事業の変更の届出を行うこと。</p> <p>事業計画の変更にあたっては、変更に伴う環境影響の変化の程度をあらかじめ確認すること。</p> | <p>準備書提出後に事業計画が明確になったため、変更の届出を提出し、その結果、手続きの手戻りは不要と判定されました。</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>3. 水利用計画</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 水利用計画（詳細な揚水計画）の策定（P. 1-15）</p> <p>供用後には地下水及び河川水を 72m³/日利用し、また、排水は最大 24 m³/日の量がA沢に</p> | <p>a, b, c) 水利用計画については、評価書 P. 1-23 の用水計画及び評価書 P. 1-27 の排水処理計画に記載致しました。また、水量及び主要施設毎の給排水量等の定量的な部分は、評価書 P. 1-31</p> |

| | |
|---|---|
| <p>放流されることから、本事業における、定量的な水利用（取水、利用、排水）の計画（以下「水利用計画」という。）を次の事項を考慮して策定し、評価書に記載すること。なお、資料についてはフロー図等を用いて分かりやすく評価書に記載すること。</p> <p>a) 取水計画 取水地点毎の取水量、取水方法や貯水槽の容量等を明らかにすること。</p> <p>b) 利用計画 ① 施設内の水利用は、用水の種類毎（水道水、井戸水、河川水等）に定量的に記載すること。 ② 主要施設毎（ボイラー、発電施設、灰処理施設、燃料保管施設、事務所等）の給排水量を明らかにすること。</p> <p>c) 排水計画 排水処理方法（処理前の水質及び処理後の目標水質）、温度管理方法（目標温度）、放流方法及び放流地点等を明らかにすること。なお、季節変動がある場合には、その旨を記載すること。</p> <p>d) 供用中の雨水処理について 雨水排水は、計画地内の側溝を經由し笹子川に放流することとしているが、放流地点を明らかにすること。</p> | <p>の水収支フロー図に記載致しました。</p> <p>d) 供用中の雨水放流地点については、計画地西側及び東側とし、評価書P. 1-23～24に記載致しました。</p> |
|---|---|

| 4. 燃料の取扱いに係る事項（燃料チップの管理）（P. 1-20） | |
|---|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 生木屑チップの発生源毎の割合（P. 1-20） 生木屑チップの原料として想定している街路樹、果樹の剪定枝及び間伐材等の構成割合を明らかにし評価書に記載すること。併せて、ヤシ殻燃料（以下「PKS」という。）の使用（混合比、熱量等）に係る基本的な考え方を明らかにし評価書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。 生木屑チップ及び PKS の構成割合については、評価書P. 1-11 に記載致しました。 また、PKS についてはB 案では非常時の予備的な燃料として使用致します。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2)燃料調達</p> <p>a) 違法伐採や過度な森林伐採等を招くことがないよう、合法性の確保及び森林資源の持続可能性に配慮し、由来の明らかな生木屑チップの調達を徹底する旨評価書に記載すること。</p> <p>b) 森林資源の有効活用には、木材のカスケード利用が重要であることに配慮して燃料の調達を行う旨評価書に記載すること。</p> | <p>a) 燃料調達に係る燃料調達元及び燃料発生由来の管理は林野庁の「発電利用に関する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に従い伐採届や間伐証明の確認を徹底することにより違法伐採や過度な森林伐採からの調達を防止致します。また、本施設の稼働により治山事業への貢献と促進が期待でき、森林資源の持続、地元林業の活性化に寄与できると考えております。評価書P. 3-1に記載致しました。</p> <p>b) 当事業計画で使用する森林資源は森林の間伐等により発生する曲材や短尺材等の未利用残材、果樹や街路樹の剪定により発生した剪定枝を燃料として使用しているため、カスケード利用に配慮し、既存産業への影響をあたえることなく森林資源の有効活用を行う計画となっております。評価書P. 3-1に記載致しました。</p> |
| <p>3)燃料の受け入れ基準等の明確化 (P. 1-21)</p> <p>表 1-4-3(1)の生木屑チップの受け入れ基準(受け入れ方針)に次の項目の追加を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>a)燃料チップの由来(建築廃材等が混入していないことの確認)</p> <p>b)臭気</p> <p>c)劣化状況(腐敗等の有無、又は程度)</p> <p>d)放射線量</p> | <p>a, b, c, d) 評価書P. 1-35~36に、由来、臭気、劣化状況及び放射線量の項目及び制限値について追加記載致しました。</p> |
| <p>4)燃料の保管</p> <p>生木屑チップの保管方法については、準備書では保管庫形式とし、説明会等ではサイロ形式とする旨説明していることから、保管方法に係る予測及び環境保全措置の検討は、次の点が明らかになるよう複数案により行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>なお、生木屑チップに合わせて使用する PKS 等についても保管場所、保管容量及び保管期</p> | <p>a) 保管方式毎の施設配置は評価書P. 1-5~6に、構造等は評価書P. 1-2に、保管容量及び保管期間は評価書P. 1-34に記載致しました。</p> <p>b) 受入れピットから保管施設への運搬方法については評価書P. 1-8の図に記載のとおり、バケットエレベータにより運搬いたします。</p> <p>c) 保管形式毎の環境保全措置の検討については、評価書P. 9-2-8~9に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>間等を明らかし評価書に記載すること。</p> <p>a) 保管方式毎の施設配置、構造等、保管容量及び保管期間（図表を用いて明示すること。）</p> <p>b) 受入れピットから保管施設（保管庫又はサイロ）への運搬方法</p> <p>c) 保管形式毎の環境保全措置の検討結果</p> | |
|---|--|

5-6-2 個別的な事項

| | |
|---|---|
| 1. 大気汚染 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 調査結果の取りまとめ (P. 10-1-2)</p> <p>大気質の「(1) 調査結果、1) 既存資料調査、③その他の予測・評価に必要な事項」の記載において「固定発生源となる施設は存在しない。」としているが、計画地周辺には骨材乾燥炉が設置されていることから、固定発生源の存在に関する記載を修正し、予測条件として考慮する必要があるかどうかについて検討し見解を評価書に示すこと。</p> | <p>計画地の約 350m 北東には骨材乾燥炉が存在しますが、稼働は不定期であり稼働時においても 3 時間程度であったため予測・評価の条件に加えず一般的な周辺環境の一部と致しました。評価書 P. 9-1-6 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 測定機器等の記載</p> <p>大気測定に使用した測定機器について資料編に記載すること。</p> | <p>評価書の資料編 1. 大気汚染に記載致しました。</p> |
| <p>3) 大気汚染物質が高濃度となる気象条件の分かりやすい説明 (P. 10-1-53)</p> <p>計画地周辺において大気汚染物質の濃度が高濃度となりやすい条件については、短期高濃度予測の対象とした気象条件毎に大気の拡散する様子（特徴）を分かりやすく説明した上で次の点を考慮して具体的に取りまとめ、評価書に記載すること。</p> <p>a) 大気汚染物質の拡散の仕方の違い</p> <p>b) 予測した気象条件となりやすい季節等</p> <p>c) 発生した場合の予測値（現況からの変化）</p> | <p>a) 大気汚染物質の拡散の仕方の違いについては、表形式にして図示し、評価書 P. 9-1-57 に記載致しました。</p> <p>b) 予測した気象条件については評価書 P. 9-1-56 に、なりやすい季節等については評価書 P. 9-1-82 に記載致しました。</p> <p>c) 発生した場合の予測値（現況からの変化）については、煙突高毎に気象条件を分けて評価書 P. 9-1-69～70 に記載致しました。</p> |
| <p>4) 短期高濃度予測結果の見直し</p> <p>逆転層発生時の予測は、無風時を考慮した予測</p> | <p>計画地周辺は地形が複雑で、かつ急傾斜地も存在するため、ERT PSDM モデルによる地形を考</p> |

| | |
|--|---|
| <p>を行い評価書に記載すること。</p> | <p>慮した予測が大前提となってきます。ERT PSDM モデルは、プルームモデルの改良型で有風時の風下方向を考慮したものとなっているため、無風時を考慮する場合は、ERT PSDM モデルを使わないということとなります。その場合は、地形を考慮しないものとなってしまう、計画地周辺の予測としては適合しないものとなってしまう。したがって、無風時については予測条件に加えないことと致しました。</p> |
| <p>5)微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境影響の把握 (P.10-1-56)</p> <p>a) 調査・予測手法の再検討 供用後のPM2.5に係る、調査・予測方法の見直しを行い環境影響の程度の把握(予測)を再実施し、評価書に記載すること。</p> <p>b) 大気環境の類似性の検討 大月の大気測定局(以下、「大月局」という)と対象事業実施区域の大気環境の類似性の検討については、両地点の浮遊粒子状物質等の測定結果を比較すること等により行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> | <p>a, b) PM2.5に係る環境影響については、調査・予測方法の見直しを行い、大気測定局と計画地の現地調査の結果を比較することで再予測を行い、評価書 P.9-1-75~78 に記載致しました。</p> |

| 2. 騒音 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 環境保全措置の検討 (P.8-3-8)</p> <p>工事中及び供用後に使用する建設機械は、超低騒音型建設機械など、より低騒音型の機種採用に努める旨評価書に記載すること。</p> | <p>ご指摘のとおりに致しました。</p> <p>低騒音型建設機械または超低騒音型建設機械を選定することで、個々の建設機械からの騒音レベルを抑える旨を評価書 P.9-3-19 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 周波数特性を考慮した防音対策の検討 (P.8-3-25)</p> <p>ボイラー、発電施設、復水器等については、施設毎に発生する周波数特性が異なることが想定されるため、類似事例や製造元等の協力を得る中で、周波数特性を考慮した防音材を</p> | <p>周波数特性を考慮して、発電機タービンについては屋内に設置し、外壁には透過損失が35dB程度と防音効果の大きいALC(軽量気泡コンクリート)を採用し、内壁には吸音材としてグラスウールを貼り付けることとしています。民家側に近い復水器においては鋼板製の防音パネル</p> |

| | |
|---|---|
| <p>選定するなど、施設毎の防音対策を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。 なお、検討は、季節や時間帯による周辺地域の騒音の状況（変動）についても考慮すること。</p> | <p>の内張りとして吸音効果の高いグラスウールを施しています。各送風機は民家から遠い位置に配置しています。その他、騒音発生源となる設備に対する防音低減対策の詳細としては、サイレンサー及びラギング、防音ボックスの設置、防音壁の設置等で環境保全に努めることと致します。評価書P.9-3-36～39に記載致しました。 最も静かになる時間帯の24～5時については考慮し、その他の季節や時間帯による周辺地域の騒音の状況（変動）については考慮しないものと致しました。評価書P.9-3-4に記載致しました。</p> |
|---|---|

| 3. 空気振動（低周波音） | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1)環境保全措置の検討（P.8-4-6） 環境保全措置の検討については、G 特性による評価に加え、「低周波音測定に関するマニュアル」（平成12年環境庁大気保全局）に示される周波数ごとの閾値を考慮して行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。併せて、供用後の事後調査により施設からの低周波音発生状況について、G 特性の音圧レベルと周波数特性を確認し、必要な対策を講じる旨評価書に記載すること。</p> | <p>周波数特性の観点においては、同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の低周波音測定結果における卓越した周波数12.5Hzについて、閾値より十分下回っていました。 供用時の事後調査においては、G 特性の音圧レベルと周波数特性を調査し、本事業による影響により目標値及び閾値を超えていると確認された場合には、遮音対策を施すことと致します。評価書P.9-4-14に記載致しました。</p> |

| 4. 水質汚濁、水象、陸上動物、水生生物共通 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1)A 沢への影響の検討 供用に伴う取水及び排水によるA沢への環境影響の程度の把握は、次の点を考慮して行い、評価書に記載すること。 a) 影響の検討は、豊水期、渇水期及びその中間期毎に実施すること。 b) 取水・排水の地点及び方法（間欠式、定量式）</p> | <p>a) 水質汚濁、水象及び水生生物の予測については豊水期、渇水期及びその中間期を含む年間（4季）での整理を致しました。 b) 取水及び排水による影響については複数案を用いてマトリックス形式で総合的に比較評価し、評価書P.10-3～5に記載致しました。 c) 貯水槽、排水調整槽の容量については、評価</p> |

| | |
|---|---|
| <p>の検討は複数案の比較により行うこと。なお、取水地点については、笹子川からの取水を含めより広い選択肢の中から検討を行うこと。</p> <p>c) 貯水槽、排水調整槽の容量を明らかにすること。</p> <p>d) 排水温度の設定に係る検討過程、温度管理方法等を明らかにすること。</p> <p>e) 取水・排水による水生生物の生物量及び構成種の変化、鳥類の利用への影響を考慮すること。</p> <p>f) 検討結果は、模式図やレイアウト図を用いて分かりやすく取りまとめること。</p> | <p>書 P. 1-31 の水収支フロー図に記載致しました。</p> <p>d) 排水温度の設定に係る検討過程、温度管理方法等については、評価書 P. 1-27 に記載致しました。</p> <p>e) A 沢における取水及び排水による水生生物、鳥類への影響については評価書 P. 9-13-37 及び P. 9-13-40～42「図 9-13-10 A 沢における取水口・排水口の位置の複数案の概要及び表 9-13-22 取水・排水による A 沢の水生生物の生息への影響の検討結果」に記載致しました。</p> <p>f) ご指摘のとおりに致しました。</p> |
| <p>2) A 沢への環境保全措置の検討に係る留意事項</p> <p>a) 取水・排水による A 沢の流量及び水質・水温の変化を低減すること。</p> <p>b) 供用に伴い水の流れが分断された状況(水切れ)を発生させないこと。</p> <p>c) 環境保全措置の検討は、複数案毎に行うこと。</p> | <p>a, b, c) 取水及び排水については、豊水期、渇水期及びその中間期に分けて予測を行い、全ての季節において A 沢が枯渇しないことが分かりました。環境保全措置は A 案と B 案に分け、B 案においては、季節の流量に合わせて取水量を調整するため、A 沢への影響を低減する計画となっております。評価書 P. 9-6-19～25、P. 9-7-28～32 に記載致しました。</p> |
| <p>3) 事後調査の実施</p> <p>取排水地点から笹子川の合流地点については、水質、水量、水温及び水生生物の構成等の変化を事後調査及び継続的なモニタリングにより把握する旨評価書に記載すること。</p> | <p>A 沢コンクリート三面張及び笹子川については事後調査を行い、排水地点となる A 沢コンクリート三面張の予測地点 2 については事後調査後も継続的なモニタリングを実施致します。評価書 P. 11-3 に記載致しました。</p> |

| 5. 水質汚濁 | |
|--|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 環境保全措置の検討（工事中の濁水対策）（P. 8-6-19）</p> <p>工事中の降雨に伴う濁水への対策については、下流で確認された水生生物の生息場所等における環境影響を低減するため、次のことについて検討する旨評価書に記載すること。</p> <p>a) 濁水中の粒子の沈降時間、濁水の滞留時間を</p> | <p>a) ご指摘のとおりとし、仮設沈砂池の構造の検討については、評価書 P. 9-6-29 に記載致しました。</p> <p>b, c) 放流水質のモニタリングの実施、記録の作成及び保管、下流域においては河川の見回り・清掃を行う旨を環境保全措置として、評価書 P. 9-6-33 に記載致しました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>考慮した仮設沈砂池の構造の検討(表面積、滞留時間を明確にすること。)</p> <p>b) 放流水質のモニタリングの実施、記録の作成及び保管</p> <p>c) 下流域における土砂等の堆積状況の把握と清掃等の実施</p> | |
| <p>2) 環境保全措置の検討 (供用時における地域特性を考慮した検討) (P. 8-6-11)</p> <p>対象事業の供用に伴う排水の影響については、次の点を考慮して予測及び評価を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>a) A 沢及び合流する笹子川に放流する排水には、リンおよび窒素の排水基準が適用されること (水質汚濁防止法で定める特定施設からの排水に限る。)</p> <p>b) 笹子川は A 類型に指定されている河川であること。</p> <p>c) 放流水質の設定に当たっては、水質汚濁防止法等で定める日平均値についても考慮すること。</p> | <p>a) 全窒素及び全リンについては、排ガス処理方式は乾式であり洗煙排水は発生せず、焼却灰処理は水を使用するものの 15%の加湿のみの使用となり排水されないことから、全窒素及び全リンを含む排水は発生しない計画であるため、項目に加えないこととし、評価書 P. 9-6-17~18 に記載致しました。</p> <p>b) 笹子川については、A 類型に指定されている河川として整合を図るべき基準・目標等を設定し、評価書 P. 9-6-26 に記載致しました。</p> <p>c) 放流水質について、当事業場は、水質汚濁防止法に基づく排水基準の適用を受けない事業場であるが、目標値については、水質汚濁防止法の上乗せ排水基準における基準値 (最大値及び日平均値) を参考に検討致しました。その結果、24 時間操業であることから目標値は事業性の許す限り上乗せ排水基準の日平均値に近づけることとし、生物化学的酸素要求量は 25mg/1 以下、浮遊物質量は 50mg/1 以下の計画と致しました。また、24 時間操業であることから最大値及び日平均値ともに同じ値での計画と致しました。評価書 P. 9-6-18 に記載致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| 6. 水象 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 発電所の稼働に伴う地下水への影響 (井戸からの取水) (P. 10-7-15)</p> <p>井戸からの取水においては、伏流水も含め、どの地層の水を取水しているかについても考慮</p> | <p>井戸水の起源については、2 本の井戸はともに A 沢及び笹子川とは別水源であることが分かりました。評価書 P. 9-7-25~26 に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>する中で、水質等を用いて井戸水の起源を特定するよう努め、地盤沈下等関連する環境影響評価の項目の予測に反映すること。</p> | <p>また、2本の井戸はともに基板地質にあたる頁岩（Sh）部分からの取水となるため地盤沈下への影響は無いと予測されます。評価書P.9-8-3～5に記載致しました。</p> |
| <p>2) 水利用に係るモニタリングの実施 井戸に対する影響は、定期的かつ継続的なモニタリングにより把握するとともに、大幅な減水や水質の変化を確認した場合の対応（方針）を明らかにし評価書に記載すること。</p> | <p>井戸水位のモニタリングについては、環境保全措置として評価書P.9-6-25、P9-7-32に記載致しました。</p> <p>将来的には、大幅な減水や水質の変化を確認した場合には笹子川からの取水を検討致しません。</p> |

| 7. 土壌汚染（非選定項目） | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 焼却灰の保管施設 焼却灰の保管施設の構造及び管理方法を具体的に記載し、特に、焼却灰の飛散防止対策、換気方法、水分調整、搬出方法については図表等を用いて分かりやすい資料にとりまとめ、評価書に記載すること。</p> | <p>焼却灰の保管施設の構造及び管理方法については、評価書P.1-33～34に記載致しました。明確化された事業計画であるB案については、集合バンカでの管理となり、詳細な図は評価書P.1-4、P.1-7（右下部分）に記載致しました。</p> |
| <p>2) 焼却灰の飛散・流出に対する検討 供用により発生する焼却灰の保管及び搬出に伴い、施設内及びその周辺への飛散・流出に対する環境保全措置（周囲の清掃等を含む）を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> | <p>焼却灰は、場内にて飛散防止措置として加水処理後、合成樹脂シートで覆い、適正に搬出致します。また、焼却灰の保管場所の周囲は定期的に清掃を致します。評価書P.9-17-7に記載致しました。</p> |
| <p>3) 事後調査の対象への追加 環境保全措置の効果を確認するため計画地内及び周辺地域を対象としたモニタリング調査を実施するとともに、結果については公表する旨評価書に記載すること。</p> | <p>焼却灰による土壌汚染に対しては事後調査において重金属等及びダイオキシン類の調査を致します。また、結果は完了報告書として公表される事となります。評価書P.11-3に記載致しました。</p> |

| 8. 植物、陸上動物、景観・風景、人と自然との触れ合いの活動の場共通 | |
|--|---------------------------------------|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 建物の外周の緑化による環境保全措置の検討 a) 主に計画地北側の外周については、動植物及</p> | <p>1) 建物の外周の緑化については以下のように検討致しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>び景観の双方への影響の低減が図られるよう、次に掲げる事項を考慮し、具体的な植栽計画（方針）を評価書に記載すること。</p> <p>ア) 植物</p> <p>①計画地周辺の植生を考慮した樹種を選定すること。</p> <p>②植栽を行う場所（以下「植栽帯」という。）は、植栽する樹木の成長に必要な形状及び面積を確保すること。</p> <p>イ) 動物</p> <p>①事業により出現するボイラー棟、タービン棟等の大型施設の存在が、計画地周辺に生息する猛禽類を始めとする鳥類に及ぼす影響については、植栽する樹種に高木を選定する等により低減を図ること。</p> <p>ウ) 景観・風景、人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>①緑化による建物の量感を低減する効果が早期に得られるよう、成長速度、日照条件等を考慮して植栽する種や植栽方法（つる植物の導入や壁面緑化等）を検討すること。</p> <p>エ) 植物を使用した環境保全措置を実施する場合にあっては、事後調査により進捗状況を確認する旨評価書に記載すること。</p> | <p>ア) 建物の計画地北側の外周について</p> <p>計画地北側の外周については、その考え方を評価書 P. 9-14-39「表 9-14-11 北側植栽の経緯及び基本的な考え方」に整理致しました。</p> <p>イ) 植物</p> <p>①植栽種について</p> <p>計画地北側の外周については、植栽の樹種を計画地周辺で確認されている樹種（ナツツバキ、サクラ類などの落葉広葉樹）を選定、検討することと致しました。評価書 P. 9-14-38 及び P. 9-14-39「表 9-14-11 北側植栽の経緯及び基本的な考え方」に記載致しました。</p> <p>②植栽を行う場所</p> <p>植栽を行う場所は高木が植栽可能な場所を選定し、高木が植えられない場所はススキ草地で保全を図るよう工夫を致しました。植栽の場所及びその面積については評価書 P. 9-14-38 に記載致しました。</p> <p>イ) 動物</p> <p>事業により出現する大型施設により計画地周辺に生息する猛禽類及び小鳥類の生息地保全のため、高木、低木、草地をおり交ぜた植栽計画とし、高木により可能な限り大型施設の存在を猛禽類の視覚に対して低減すること、低木、草地の植栽により小鳥類の生息への影響を低減することと致しました。計画地北側の植栽計画の詳細については、評価書 P. 9-14-38 及び P. 9-14-39「表 9-14-11 北側植栽の経緯及び基本的な考え方」に記載致しました。</p> <p>ウ) 景観・風景、人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>①緑化による建物の量感の低減について</p> <p>緑化については、量感を低減する効果が比較的早期に得られるよう成長速度の早いつる性植物を導入することを検討致しました。具体的に</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| | <p>は、北側には新たな法面が出現し、その存在の量感を低減するため、現地調査で確認されているテイカズラとナツツタを50:50の割合で法面上に混植し、壁面緑化を図る等の検討を致しました。評価書P.9-14-39「表9-14-11 北側植栽の経緯及び基本的な考え方」及び9-15-127「③緑化計画について」に記載致しました。</p> <p>b) 事後調査</p> <p>計画地南側の緑地緩衝帯及び北側の植栽につきまして、環境保全措置の効果が確認できる時期は施設の供用開始から10年後を想定しておりますので、存在・供用後1年目での完了報告書の作成は困難であると判断致しました。したがって、生態系については最終的な評価は10年後に別の報告書での提出と致します。評価書P.9-14-25「表9-14-8 緑地緩衝帯の経緯及び基本的な考え方」及びP.9-14-39「表9-14-11 北側植栽の経緯及び基本的な考え方」に記載致しました。ただし、存在・供用後1年間の完了報告書の作成時には、1年目の緑地緩衝帯及び北側植栽についての状況の報告を致します。</p> |
|--|--|

| 9. 陸上動物 | |
|--|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 計画地周辺の猛禽類への影響の把握（非公開資料）</p> <p>a) 対象事業の存在及び供用（白煙の発生を含む）による猛禽類の行動圏の変化を予測するとともに、事後調査により把握する旨評価書に記載すること。</p> <p>b) 関連施設の設置事業者への配慮の要請（全般的事項の関連）</p> <p>対象事業に係る送電線路の設定にあたり、送電線路が猛禽類の95%利用域を通過する可能性を考慮したものとなるよう、関連施設の設</p> | <p>a) 白煙発生による猛禽類の行動について対象事業の存在及び供用（白煙の発生を含む）による猛禽類の行動圏の変化を予測した結果を非公開資料として作成致しました。また、評価書「第11章 事後調査計画」において、工事中及び存在供用時における猛禽類調査を実施することを追加記載致しました。評価書P.11-2「表11-1-1(1) 事後調査計画（工事中）」及びP.11-3「表11-1-1(2) 事後調査計画（存在・供用時）」に記載致しました。</p> <p>b) 関連施設の設置事業者への配慮の要請につい</p> |

| | |
|--|--|
| <p>置事業者に対し観測結果等を情報提供し、影響の低減に努めるよう要請する旨評価書に記載すること。</p> | <p>て 対象事業に係る送電線路の設定にあたり、送電線路が猛禽類の95%利用域を通過する可能性を考慮したものとなるよう、関連施設の設置事業者に対し観測結果等を情報提供する理由を評価書 P.9-14-20 及び P.9-14-22 「表 9-14-7(2) 環境保全措置の検討(B 案 1/2)」に記載致しました。</p> |
| <p>2)環境保全措置（計画地周辺の動物の生息に配慮した照明設備の検討）(P. 10-12-49) 計画地内に設置する照明は、当該施設が24時間操業することを考慮し、夜間の動物の行動、昆虫類の走光性等への影響を考慮した器具の採用や光漏れを低減する旨評価書に記載すること。なお、照明器具の選定は温室効果ガスの削減の観点からも検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> | <p>夜間照明器具についてはLEDランプと黄色ナトリウムランプの2つの使用を検討し、それらについての特徴、環境への配慮を比較、検討した結果を記載致しました。上記2つの光源は、夜間の動物の行動、昆虫類の走光性等への影響を考慮した器具ですが、それら2つの特徴をより環境に配慮した視点で検討、評価すると、消費電力及び二酸化炭素排出量は発熱性のないLEDランプの方が低く、LEDランプがより環境に配慮した設計であると評価されました。しかし、昆虫類の飛来については黄色ナトリウムランプとLEDランプの比較した過去の検証結果が少ないこと、導入コストの面からみると黄色ナトリウムランプの方が安価で導入できることから、本事業の夜間照明については黄色ナトリウムランプを採用することと致しました。評価書 P.9-14-42「③ 夜間照明の設定について及び表 9-14-12 夜間照明における光源の検討結果」に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>10. 水生生物</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) カワモズクに係る環境影響の整理 (P. 10-13-1) a) 調査結果の取りまとめ 準備書において植物に分類されているカワモズクについては、水生生物に再分類し予測結</p> | <p>a) 調査結果のとりまとめ カワモズクについては水生生物に再分類し、予測結果及び環境保全措置の内容を再整理し、評価書 P. 9-13-33 「表 9-13-19 水生生物の保全すべき種リスト」にカワモズクを掲載するとと</p> |

| | |
|---|--|
| <p>果及び環境保全措置の内容を整理し、評価書に記載すること。</p> <p>b) 環境影響の把握及び環境保全措置の検討 計画地下流側で生育が確認されたカワモズクに対する造成工事に伴う濁水による環境影響については、予測、環境保全措置の検討及び評価結果（P. 10-11-30～32）を再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> | <p>もに、評価書P. 9-13-34「表 9-13-20 水生生物の保全すべき種の確認状況」評価書 P. 9-13-35「図 9-13-9 水生生物保全すべき種確認位置図」に追加記載致しました。</p> <p>b) 環境影響の把握及び環境保全措置の検討 造成工事に伴う濁水による環境影響について再検討した結果、カワモズクの生息地は直接本事業計画による濁水の影響を直接受けないものと予測・評価されましたが、水生生物全体としての環境保全措置としてカワモズクの生息地を含む笹子川下流において定期的に見回りを実施して把握するとともに、本事業による汚泥・土砂の堆積を確認した場合には、清掃等を実施する旨を評価書 P. 9-13-43 「9-13 水生生物 表 9-13-23 環境保全措置」に記載致しました。</p> |
| <p>2) 工事中のモニタリングの実施 河川に濁水が流入することによる影響については、カワモズクの生息地を含む下流において、定期的に見回りを実施して把握するとともに、土砂の堆積を確認した場合には、清掃等を実施する旨評価書に記載すること。</p> | <p>カワモズクについては、直接本事業の工事には直接影響を受けないものと予測・評価されましたが、水生生物全体としての環境保全措置としてカワモズクの生息地を含む笹子川下流において定期的に見回りを実施して把握するとともに、本事業による汚泥・土砂の堆積を確認した場合には、清掃等を実施する旨を評価書 P. 9-13-43 「9-13 水生生物 表 9-13-23 環境保全措置」に記載致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>11. 生態系</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 計画地南側に整備される緑地緩衝帯の検討 (P. 10-12-49、10-14-18)</p> <p>a) 緑地緩衝帯の整備に係る基本的な考え方を次により明確にし、評価書に記載すること。</p> <p>① 対象とする種及び当該種の生息及び生育に必要な機能</p> <p>② 整備のイメージ図、植生（植栽）の構造</p> | <p>1) 計画地南側の緑地帯について</p> <p>a) 計画地南側の緑地帯についての経緯及び基本的な考え方を評価書 P. 9-14-24 「①緑地緩衝帯について」及び評価書 P. 9-14-25「表 9-14-8 緑地緩衝帯の経緯及び基本的な考え方」に整理致しました。</p> <p>①対象とする種及び当該種の生息及び生育に</p> |

| | |
|---|--|
| <p>③ 表 10-12-21 緑地緩衝帯の植生毎の面積の再検討</p> <p>b) 計画地南側に整備される緑地緩衝帯は、新たに出現する造成法面等を有効に活用する等により東西方向の連続性を確保する旨評価書に記載すること。</p> <p>c) 中・大型哺乳類の通過を想定した緑地緩衝帯の幅、樹種等についても検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> | <p>必要な機能</p> <p>保全対象種は主にカヤネズミ・キツネ等の小型・中型哺乳類、ニホンジカ等の大型哺乳類を対象とし、対象種毎に必要な機能についてはハビタット面積として評価書 P.9-14-27「表 9-14-10 注目種などのハビタット面積とその改変の程度」に記載しました。特にススキ草地 350-400㎡ の面積が必要なカヤネズミの生息環境については、A 案ではその面積分が考慮されませんでした。B 案ではカヤネズミが生息可能なススキ面積を確保するよう改善致しました。</p> <p>②整備のイメージ図</p> <p>B 案における緑地緩衝帯の整備のイメージ図を評価書 P.9-14-34～35「図 9-14-5(2)～(3) 計画地南側緑地緩衝帯のイメージ図(B 案)」に記載しました。A 案では北方向からの全体を望む平面的なイメージ図でしたが、B 案ではバーチャルリアリティ技術を活用し、より現実的に整備のイメージが捉えられるよう工夫致しました。</p> <p>③準備書表 10-12-21 緑地緩衝帯の植生毎の面積の再検討</p> <p>緑地緩衝帯の植生毎の面積を評価書 P9-14-26「表 9-14-9(1)～(2) 計画地内における緑地緩衝帯及び北側植栽の面積(A 案及び B 案)」に記載しました。A 案と比較して緑地緩衝帯の面積は合計で 1907㎡ から 2659㎡ と 29%増加と致しました。</p> <p>b) 計画地南側に整備される緑地緩衝帯</p> <p>計画地南側に整備される緑地緩衝帯は、法面ススキ草地化する等有効活用し、東西方向の植生の連続性を保つような設計計画と致しました。評価書 P.9-14-24 に記載致しました。</p> <p>c) 緑地緩衝帯はキツネ、ニホンジカ等の中、</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| | <p>大型哺乳類の通過を想定した幅の確保をし、樹種については可能な限り現状を維持することと致しました。緑地緩衝帯には落石防護柵を設置する予定ですが、その位置について複数案を検討し、落石防護柵にキツネ等の中型哺乳類が行き来できるような穴を設置すること(案 1)や施設内に動物が侵入しても脱出可能なように落石防護柵に数カ所の隙間を作る(案 2)などの検討を致しました。これらの詳細は評価書 P.9-14-24 「7)A 案及び B 案の比較」、評価書 P.9-14-32 「図 9-14-4 緑地緩衝帯及び北側植栽計画図」で記載致しました。</p> |
| <p>2) 既存人工構造物周辺の取扱い</p> <p>計画地南東の既存の人工構造物周辺は、改変により周囲環境が乾燥し植生が変化することが想定される。当該部分に係る動物の移動経路としての機能の維持について再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> | <p>計画地南東の既存の人工構造物周辺については北側の改変により周辺環境が乾燥し、植生が変化することが予測されましたが、南側の植生は現状が維持され、北側に隣接する既存道路もアスファルト等の造成は行わず、低茎草地として緑地機能を維持することから、乾燥化により植生の変化は予測されるものの、動物の移動経路としての機能を維持できるものと予測致しました。評価書 P.9-14-25 「① 緑地緩衝帯について」に記載致しました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>12. 景観・風景</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 予測結果の取りまとめ (P. 10-15-12)</p> <p>予測結果の表 10-15-4 中の事業における景観の変化の度合いについては、最新の事業計画に沿った施設の構造(形状、色彩等)及び配置計画を複数案に設定し、詳細なフォトモンタージュを作成したうえで、対象事業の実施による地域景観の変化を視距離、水平見込み角、仰角・俯角、スカイラインの分断、及び景観の連続性等に着目し、分かりやすく評価書に記載すること。</p> | <p>1) 予測結果の取りまとめ</p> <p>景観の変化の度合いについては、最新の事業計画に基づき景観予想図をフォトモンタージュ法により作成し、評価書 P.9-15-21~113 「9-15 景観・風景 図 9-15-5(1)~図 9-15-19(8) 景観予想図」に掲載致しました。また、各視点からの変化を視距離、水平見込み角、仰角・俯角、スカイラインの分断、及び景観の連続性等に着目し、それらを整理した予測結果を評価書 P.9-15-18~20 「表 9-15-7(1)~(2)、図 9-15-4</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2) 予測(白煙の発生に対する検討) (P. 10-15-11)</p> <p>a) 計画地周辺における白煙の発生しやすい気象条件(季節や白煙の方向)及び頻度について観測結果を基に整理し、評価書に記載すること。</p> <p>b) 白煙が発生している場合の計画地周辺の景観の変化について、代表地点のフォトモンタージュを作成し予測結果に反映すること。</p> | <p>景観・風景予測結果」に記載致しました。</p> <p>a) 白煙の発生し易い季節や頻度 白煙の発生し易い季節や頻度を整理した結果、白煙が発生し、景観・風景の影響を最も受けやすい時期は11月から2月の冬季であり、白煙が漂う方向は東から東南東方向の頻度が高く、白煙の長さは午前中の7時から8時頃で最大長は250m程となるものと予測されました。評価書P. 9-15-117「② 白煙発生時による景観・風景の予測結果」に記載致しました。</p> <p>b) 白煙のフォトモンタージュの作成 計画地周辺の変化について代表地点(最も計画地から近い笹子河川親水公園を設定)の白煙入りフォトモンタージュを評価書 P. 9-15-134～139「図 9-15-25(1)～(6) 環境保全措置を考慮した壁面の色彩案」に掲載致しました。この結果、笹子河川親水公園では冬季における早朝の白煙の状況によっては白煙がスカイラインを超えることが予測されました。</p> |
| <p>3) 環境保全措置の検討</p> <p>a) 大型施設や煙突など植栽による効果が見込めないものについては、背景の山林と馴染むような建物の形状(壁面の凹凸も含む)や色彩の検討により、視覚的な量感を低減する方法を検討すること。</p> <p>b) 計画地北側の新たに出現する造成法面については、高さが3～5mと推察されることから、修景効果が期待できる法面表面の加工や緑化など、影響を低減する方法を検討すること。</p> | <p>a) 建物や煙突については山側に大型の施設、川側に事務所などの高さが低い施設を配置する等、周囲の修景に合わせた配置と形状とし、視覚的な量感を低減するような設計配置とすることと致しました。評価書 P. 9-15-127「② 建物の配置について」及び評価書 P. 9-15-140「図 9-15-26 B 案における建物配置の概念図」に記載致しました。</p> <p>b) 計画地北側の新たに出現する造成法面について 計画地北側に新たに出現する造成法面については、修景効果が期待できるよう植栽の壁面緑化を図る手法を検討し、現地調査で確認されているテイカズラとナツツタを50:50の割合で法面上に混植し、壁面緑化を図る等の検討を致しました。評価書P. 9-14-127「③ 緑化計画につ</p> |

| | |
|--|---|
| | いて」及び評価書 P9-15-128「図 9-15-22 北側壁面のつる性植物の配植イメージ図」に記載致しました。 |
|--|---|

| | |
|--|--|
| 13. 人と自然との触れ合いの活動の場 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 1) 予測地点の利用状況等に関する記載の充実 (P. 10-16-1) 予測地点 (3 地点) の位置及び利用状況を図表等に整理し、予測結果に反映させること。 | 予測地点 (3 地点) の位置及び利用状況の図を評価書 P. 9-16-8「図 9-16-2 人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況の位置図」を新規に追加致しました。 |

| | |
|---|---|
| 14. 廃棄物・発生土 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 1) 環境保全措置 (焼却灰の再利用) (P. 10-17-5) 焼却灰の再利用方法については、慎重な検討が必要であり、焼却灰の再生品が用途に合った性状や品質 (含有試験、溶出試験の目標値等) が確保され、それらの取引において経済的合理性があるか等について、実施事例等を基に説明すること。特に、埋め戻し材等のように埋設することが前提となっている製品については土壤汚染対策法で定める含有基準、溶出基準に適合させること。 | 焼却灰の処分方法については、可能な限りコンクリート固化 (中間処理) での処理を行い、残りについては最終処分場に適正に処分する計画です。ただし、飛灰については、草木灰であることから土壤改質材、路盤材の原料及び埋め戻し材として将来的にリサイクルを検討しています。飛灰のリサイクルについては、関係機関と協議の上、実施検討を致します。なお、将来的にリサイクルとして搬出される事となった場合は、土壤汚染対策法における年 2 回の重金属等のモニタリングを行い、含有量基準及び溶出量基準を満足していることを確認致します。評価書 P9-17-8 に記載致しました。 |
| 2) 焼却灰のモニタリングと処分状況の公表 焼却灰の再生利用及び最終処分場への運搬量については、現段階において明確になっていないこと、また、焼却灰の成分等については燃料チップの成分等により変動することが想定されることから、継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果及び処分状況については随時情報提供する旨評価書に記載すること。なお、公表資料については中間報告書及び完了報 | 焼却灰のリサイクル及び最終処分場への合計運搬量は 660t/月となります。 焼却灰については、重金属等 (年 2 回)、ダイオキシン類 (年 1 回)、及び放射性物質 (月 1 回) のモニタリングを行い、結果は市に報告するとともに住民からの開示要求があれば提示を致します。評価書 P9-17-8~9 に記載致しました。 なお、焼却灰は存在・供用時に重金属等 (年 |

| | |
|---|---|
| <p>告書において報告する旨評価書に記載すること。</p> | <p>2回)、ダイオキシン類(年1回)、及び放射性物質(月1回)の事後調査を行うため、完了報告書にて報告致します。評価書P11-3に記載致しました。</p> |
| <p>3) 予測(焼却灰及び汚泥の発生量の算出根拠の明示)(P.10-17-5) 施設の供用に伴い発生する焼却灰や汚泥の発生量について、その算出根拠を明らかにし評価書に記載すること。</p> | <p>焼却灰発生量は、使用燃料の灰分、土砂混入分及び焼却時の珪砂飛散量を合わせたものから想定される量であり、混焼時に最大でも886kg/時となります。汚泥発生量は、凝集沈殿された排水中の汚泥分を脱水処理したのから想定される量であり、最大でも0.3m³/日となります。評価書P9-17-5～6に記載致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>15. 大気汚染物質</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 塩化水素に係る予測(P.10-18-1) 施設の供用に伴い発生が想定されている有害物質(表10-1-24、P.10-1-47)のうち、塩化水素の検討が行われていないことから、改めて予測を行い環境への影響の程度を明らかにし評価書に記載すること。 なお、予測を実施しない場合にあつてはその理由を評価書に記載すること。</p> | <p>塩化水素については、使用燃料計画がA案では生木屑等、B案においては具体的に未利用材、剪定枝等のみであることが確定しており、存在・供用時においては塩化水素が発生しない計画であることから、大気汚染物質の環境影響評価項目として設定致しませんでした。評価書P7-7に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>16. その他</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 放射性物質への対応 燃料チップ及び焼却灰に含まれる放射性物質の確認及び対応については次の点が明らかになるように整理し、評価書に記載すること。 a) 燃料チップの受け入れ基準、焼却灰の排出基準、確認方法及び頻度 b) 基準の超過を確認した場合の措置 c) 燃料チップ及び焼却灰の検査結果等の地域住民等への情報提供</p> | <p>a, b, c) 放射線量については、搬入車両1台毎に確認を行い、受入基準を超えた燃料については受け入れないことと致します。放射性物質に関する結果は定期的に市に報告するとともに住民からの開示要求があれば提示を致します。評価書P1-35～36に記載致しました。</p> |

5-7 評価書についての知事意見及び事業者の見解

5-7-1 全般的な事項

| 1. 総括的な事項 | |
|---|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 住民が理解しやすい工夫</p> <p>環境影響評価に係る図書は、住民等とのコミュニケーションツールでもあるから、補正後の評価書の作成にあたっては、環境影響評価の検討の経緯をわかりやすく丁寧に記載すること。</p> | <p>補正評価書の作成にあたっては、「予測」、「環境保全措置の検討」、「評価」の流れに添って文章構成を行い、環境影響評価の検討の経緯が明確になるように修正致しました。</p> |
| <p>2) 評価書の補正に当たり留意すべき事項</p> <p>a) 評価書手続期間中に山梨県環境影響評価等技術審議会（以下、「技術審議会」という。）及び山梨県に説明した内容及び提出した資料等については、該当する評価項目ごとに取りまとめて、補正後の評価書に反映すること。</p> <p>b) 本知事意見を踏まえ検討を行った内容については、検討の経緯及び結果を補正する評価書に記載すること。</p> | <p>a, b) 審議会及び県からの質問等に対する見解及び資料として提示した図や表については、項目毎に本編または資料編に追加し、本知事意見については検討を行い経緯及びその結果を補正評価書に反映致しました。</p> |
| <p>3) 事業計画変更の経過に係る詳細な説明について</p> <p>評価書で「A 案」、「B 案」と記載されている事業計画については、それぞれ「準備書段階の計画」及び「変更後の計画」であることから、これを評価書中に明確に記載した上で、関連する項目に必要な修正を加えること。</p> <p>また、「変更後の計画」については、「準備書段階の計画」の環境影響が明らかになった時期に取りまとめられたものであることから、計画立案の経緯、「準備書段階の計画」と異なる点及び造成計画、施設の配置及び形状、自然環境への配慮などについての環境保全の見地からの検討の経緯及びその結果を事業計画の概要（P. 1-1）に丁寧に記載すること。</p> | <p>当初の計画を「準備書段階の計画」（評価書では「A 案」と記載。）、具体化を図る段階で変更を行った計画を「変更後の計画」（評価書では「B 案」と記載。）として、両者の相違点及び配慮事項を一覧にまとめました。</p> <p>A 案及び B 案の変更の経緯及びその結果については、「計画の立案及び変更に至る経緯」、「計画変更に係る環境配慮事項の状況」の項目立てを行い、補正評価書 P. 1-1～9 に記載致しました。また、準備書段階の計画及び変更後の計画についての環境影響の詳細な比較表は、資料編に掲載致しました。</p> <p>また、「変更後の計画」の立案時に複数案の比較検討を行った事項については、第 9 章の各項目で「複数案の比較」の表題を作成し、比較検</p> |

| | |
|--|--|
| <p>さらに、「変更後の計画」立案時に複数案の比較検討を行った事項については、複数案の内容及び比較検討の経緯を評価項目ごとに記載すること。</p> | <p>討を行いました。</p> <p>複数案を行なった項目は、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、日照阻害【煙突高（35m、50m、70m）】 ・水質汚濁、水象、水生生物【コンクリート三面張水路の取水口及び排水口の位置（案1～3）】 ・生態系【落石防護柵（案1～2）】 ・景観・風景【建物の色彩（モノトーンカラー1、モノトーンカラー2、アースカラー）】 |
| <p>4) 事後のモニタリングによる影響の把握と環境保全措置の見直しの検討について</p> <p>予測の不確実性の程度が大きい項目については、事後のモニタリングを実施して環境影響の程度を把握するとともに、環境保全措置の見直しの必要性については柔軟に検討すること。次の項目については、特に留意すること。</p> <p>a) 供用時の排出ガス拡散による影響</p> <p>b) 供用時の騒音及び低周波音による影響</p> <p>c) 供用時の排水による A 沢の水温や生物等への影響</p> <p>d) 猛禽類への白煙の影響</p> | <p>a～d)の項目のほか、不確実性のある項目については事後調査を行い、環境への影響があると判断された場合には環境保全措置の見直しを行うとともに継続的モニタリングを行なうことで、速やかに回避又は低減されるように努めます。補正評価書P. 11-3～5に記載致しました。</p> |
| <p>5) 事後調査計画（継続的モニタリング）の精査について</p> <p>評価書に記載された事後調査のほか、定期的に行う環境モニタリングの内容についても、事後調査計画に含め記載すること。</p> | <p>存在・供用時には、環境影響評価としての事後調査のほか、継続的な環境影響の程度の把握が必要な項目については継続的モニタリングを行う計画となっています。補正評価書P. 11-3～5に記載致しました。</p> |
| <p>6) 環境保全措置の検討について</p> <p>a) 環境保全措置は、当該措置を行うこととした理由を加え、表題を「環境保全措置の検討」として記載すること。なお、環境保全措置の効果の取りまとめは、現況、環境保全措置の実施前及び実施後の環境影響の程度について、可能な限り定量的に示すなど</p> | <p>a) 表題については、「環境保全措置の検討」に変更致しました。環境保全措置を行う理由は、環境保全措置の表の各項目の「環境保全措置を行うこととした理由」に記載致しました。</p> <p>また、環境保全措置の実施前及び実施後の環境影響の程度については、可能な限り定量的に示す方向で記載の検討を致しましたが、予測は</p> |

| | |
|--|---|
| <p>丁寧に記載すること。</p> <p>b) 環境保全措置等で「必要に応じて」行うこととしている事項（例：消石灰の噴霧による排ガス処理、凝集剤の使用による排水処理等）については、当該措置を実施する場合の具体的な判断基準等を明らかにするとともに、マニュアル等を定めて、当該措置が確実に実施できるように配慮すること。</p> <p>c) 事業実施による環境影響については、地域からの苦情等の申入れを受けた場合は、原因を把握し、環境保全対策の追加や見直しを検討した上で、必要に応じて対応すること。</p> | <p>環境保全措置を複合的に取り入れての予測計算結果であることから、環境保全措置ごとの効果を個々に定量的に示すことは致しておりません。ただし、予測結果においては、環境保全措置を複合的に取り入れたものではありませんが、増加量等を示し可能な限り定量的な記載を致しました。</p> <p>b) 消石灰の噴霧について、本事業計画では未利用材や剪定枝等を燃料とするため、基本的には塩化水素の発生は想定していませんが、燃料中の塩素含有量が変動する可能性を考慮し、排ガス処理工程のうち、バグフィルター前に消石灰噴霧用のノズルを設置致します。試験運転中に排ガス測定を行い、塩化水素が基準を超過する場合には、関係機関と協議の上、対応致します。排ガスについては、定期的に測定を行い、基準（自主基準を含む）への適合状況を確認していきます。</p> <p>凝集剤の使用に係る排水処理方法の検討にあたっては、前処理で添加したスケール防止剤の成分等も考慮して処理前の水質を設定した上で、法令等の基準（自主基準を含む）や周辺環境への影響を考慮して、ろ過や凝集沈殿（薬剤の選定も含む）などの処理方法を決定致します。検討の経緯及び結果については、事後調査報告書に記載致します。補正評価書P. 1-32～34に記載致しました。</p> <p>c) 地域住民等からの申入れ等に対しては、早期解決をするため住民対応窓口を設置致します。また、工事中及び存在・供用後に実施する環境保全措置の実施状況、事後調査並びに環境モニタリングの結果、更に地域住民等からの苦情等の申入れを受けた場合は原因の把握、環境保全対策の追加や見直しの検討を行い、定期的に事業者ホームページ上へ掲載及び地元自治体へ報</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| | 告をし、管理事務所では常に情報の公表が出来る形をとります。補正評価書 P. 1-43 に記載致しました。 |
| 7) 引用する類似事例の名称の記載について 評価書において事例を引用した「同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所」については、参考としている施設が特定できないため、施設の名称についても明らかにすること。明らかにできない場合には、その理由を記載し、施設の名称等については別冊資料（非公開資料）に記載すること。 | 施設の名称について、準備書段階の計画までは、同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の親会社が、大月バイオマス発電事業への参加を検討していたため、担当者の厚意によりデータや写真を使用させていただいておりました。しかし、のちに事業参加を見合わせる事となり名称公表は控えて欲しいとの申し出があったため変更後の計画以降においては、「同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所」と記載を改めさせていただきました。正式な施設の名称等については非公開資料に記載致しました。 |
| 8) 情報公開の充実について a) 燃料や焼却灰のモニタリング結果についても、他のモニタリング結果と同様な手法で、情報公開を行うこと。 b) 公害防止組織 (P. 1-36) に記載された情報公開の方法については、「事業者ホームページへの掲載」、「自治体への報告」、「事務所での閲覧」を行うことがわかるように、記載を修正すること。 | a, b) 情報公開の手法については、定期的に事業者ホームページ上へ掲載及び地元自治体へ報告をし、管理事務所では常に情報の公表が出来る形をとることと致します。補正評価書 P. 1-43 に記載致しました。 |

| 2. 事業計画に関する事項 | |
|---|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 1) 生木屑チップの由来等に係る記載の充実について (P. 1-11) P. 1-11 に燃料となる生木屑チップの構成が示されたところであるが、これらの生木屑チップの燃料の出所（発生の過程）と燃料化の流れについて、次の点に考慮し、説明やフロー図を追加する等により記載の充実を図ること。 a) 燃料の種類毎に発生が想定される事業内容 | a) ご指摘の内容が明確になるよう、燃料チップ流通フロー図を補正評価書 P. 1-20 に添付致しました。燃料供給元については、未利用材は林業者、剪定枝は廃棄物処理業者及び造園業者、バークは林業者及び製材業者となります。 b) チップ加工施設については、廃棄物処理業者を含むものとしています。補正評価書 P. 1-18～20 に記載致しました。 c) 乾燥は乾燥工場の木質チップドライヤーで行 |

| | |
|---|---|
| <p>及び発生場所</p> <p>b) チップ加工施設の種類（廃棄物処理施設、チップ加工業者の別）</p> <p>c) 乾燥剪定枝等の調達先における乾燥の方法（それに供する燃料の種類を含む）</p> | <p>い、剪定枝を燃料とし、燃やした際に発生する熱風を利用した乾燥方法となります。補正評価書 P. 1-18～20 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 生木屑チップに含まれる放射線量等の把握について（P. 1-36）</p> <p>事業者が受け入れ基準としている放射線量については、施設周辺地域の一般環境中の空間線量率を踏まえ、受け入れ時の測定方法や作業手順及び基準の考え方を整理するとともに、燃料中の放射能濃度を定期的な測定により把握すること。</p> | <p>基準値については、「除染関係ガイドライン」（平成 25 年 5 月 環境省）での除染基準値（$0.23 \mu\text{Sv/h}$）を基にし、更に運用開始までに燃料会社毎の木質燃料の空間線量率を測定し、その結果を考慮したうえで基準値を設定致します。</p> <p>測定方法については、その日の朝にあらかじめ搬入口及び敷地境界付近 2 箇所をバックグラウンド値として測定し、搬入される燃料は車両 1 台毎に測定を行います。バックグラウンド値の取り扱いとしては、当日の現地の空間線量が基準値を下回っているかどうかを確認するために使用し、搬入車両の測定についてはバックグラウンド値を差し引かず、直接の測定器の値によって判定を致します。</p> <p>また、燃料中の放射能濃度については、サイロにて継続的モニタリング（月 1 回）を行います。補正評価書 P. 1-38～40 に記載致しました。</p> |
| <p>3) ヤシ殻燃料の取扱いについて（P. 1-11）</p> <p>非常時の予備的な燃料として想定されているヤシ殻燃料の調達方法や事業場内での保管方法（保管場所・期間等）について詳細に記載すること。</p> | <p>非常時の予備的な燃料としての PKS（ヤシ殻燃料）については、関東周辺で稼働する大型バイオマス施設から調達しますが、大型トレーラーで運搬し、そのままサイロに投入する計画であるため、発電所内に保管施設の設置は致しません。補正評価書 P. 1-18 に記載致しました。</p> |
| <p>4) 排ガス処理計画の詳細な記載について（P. 1-26）</p> <p>排ガス処理計画（P. 1-26）に、図 1-2-3 全体フロー図（P. 1-7）に記載されている尿素水の使用が記載されていないため、使用する理由及び方法を含めて記載を追加すること。</p> | <p>尿素水はボイラー内に噴霧し、窒素酸化物を除去するために使用致します。補正評価書 P. 1-32 に記載致しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>5) 排水処理計画の詳細な記載について (P. 1-27)</p> <p>排水の原水の濃度 (例えば BOD, SS, pH 等) 及びその算出根拠を、「②排水処理計画」 (P. 1-27) に記載すること。</p> | <p>ボイラーや冷却塔で使用する水については、用水の水質を把握した上で、ろ過やスケール防止剤の添加の可否を決定致します。また、排水処理方法の検討にあたっては、前処理で添加したスケール防止剤の成分等も考慮して処理前の水質を設定した上で、法令等の基準 (自主基準を含む) や周辺環境への影響を考慮して、ろ過や凝集沈殿 (薬剤の選定も含む) などの処理方法を決定致します。したがって、実際の用水を使用し、各処理工程の可否を確定するまでは、原水の詳細な濃度は算出出来ない状況となっております。</p> <p>補正評価書 P. 1-33~34 に記載致しました。</p> |
| <p>6) A 沢の水環境に配慮した排水方法の選定について (P. 1-27)</p> <p>a) 供用時における事業場から A 沢への排水は、A 沢の流量変化を低減するため、常時定量で排水されるよう排水方法を検討すること。</p> <p>b) 排水温度の管理については、事業実施中の河川水温をモニタリングすることにより影響を把握し、排水温度の管理手法に検討を加えること。特に、冬期については留意すること。</p> | <p>a) 当発電所は 24 時間連続で定格発電を行うため、排水の放流についても同様に一定での処理を行います。そのため、放流監視槽にて変動吸収による調整後、定量ポンプにて一定化した排水を 24 時間連続的に放流 (最大 72.0m³/日÷24 時間=3.0 m³/時) することと致します。補正評価書 P. 1-33~34 に記載致しました。</p> <p>b) 継続的モニタリングとして、予測地点 2 で水温、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量の測定を年 1 回行います。測定対象時期については、予測結果で排水の影響が大きかった季節である冬季・春季が対象となるが、冬季と春季の排水による増加量を比較すると、pH、BOD 及び SS はほとんど差が無いものの、水温は春季 (<3.9℃) に比べて冬季 (<6.2℃) に特に大きな変化が見られることから、冬季を代表として継続的モニタリングを行うことと致します。補正評価書 P. 9-6-24~25 に記載致しました。</p> |
| <p>7) 焼却灰処理計画の詳細な記載について (P. 1-33)</p> <p>a) 焼却灰については、主灰と飛灰を分けて取</p> | <p>a) 焼却灰については主灰と飛灰を分けて、保管、処分方法及び継続的モニタリング等の観点において検討致しました。補正評価書 P. 1-38~</p> |

| | |
|---|--|
| <p>りまとめること。</p> <p>b) 焼却灰の排出経路が「図 1-2-3 全体フロー (P. 1-7)」と「図 1-2-4 熱量排気フロー (P. 1-8)」で異なることから、焼却灰の収集及び処理方法を整理すること。</p> <p>c) 「図 1-2-3 全体フロー (P. 1-7)」において、焼却灰を加湿する際に重金属固定剤を注入することとしているが、当該重金属固定剤の成分、使用条件等を明らかにすること。</p> | <p>40 に記載致しました。</p> <p>b) ご指摘のとおりとし、「図 1-2-4 燃料・排気フロー (補正評価書 P. 1-15)」図を修正致しました。</p> <p>c) 重金属固定剤の要否については、稼働時の燃料性状 (燃料中の重金属含有量) が変わる可能性があるため、実際の燃料を使用し、焼却灰の詳細な成分の把握を行なった上で、判断を行うことと致します。要否判断については、試運転期間中に焼却灰の測定を行い、基準値を超えるか否かの確認を行います。重金属が基準値を超える場合には供用開始時までに必要な設備を設置致します。測定及び対応の結果については、事後調査報告書に記載致します。重金属固定剤の成分については、ジチオカルバミン酸系化合物 (商品名: アッシュクリーン C-500) のものを検討しています。補正評価書 P. 9-17-6 に記載致しました。</p> |
| <p>8) 焼却灰の再利用時の留意事項について (P. 1-33)</p> <p>a) 焼却灰の再利用については、焼却灰 (主に飛灰) の処理過程において尿素水、消石灰及び重金属固定剤が添加 (使用) されていることを考慮して検討すること。</p> <p>b) 焼却灰を再用品の原料等として使用する場合は、次の点を考慮した排出・管理基準を設定すること。</p> <p>① 土壌改質材、路盤材、埋め戻し材、コンクリート固化などとして再利用する場合、製品が土壌汚染対策法で定める有害物質の含有・溶出基準を満たすこと。</p> <p>② 放射性物質については、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準 100Bq/kg 以下とすること。</p> <p>③ 焼却灰の成分 (有害物質及び放射性質)</p> | <p>a) 飛灰のリサイクルについては、慎重な検討が必要であることから、関係機関と協議の上、実施致します。将来的にリサイクルとして搬出される事となった場合は、土壌汚染対策法における重金属等、放射性物質のモニタリングを行います。重金属等については含有量及び溶出量を確認致します。測定頻度についても、関係機関と協議の上、決定致します。補正評価書 P. 1-38～40 に記載致しました。</p> <p>b) ①将来的にリサイクルとして搬出される事となった場合は、関係機関と協議の上、土壌汚染対策法における重金属等のモニタリングを行い、含有量基準及び溶出量基準を満足していることを確認致します。測定頻度についても、関係機関と協議の上、決定致します。補正評価書 P. 1-38～40 に記載致しました。</p> <p>②原子炉等規制法では、「10μSv/年」を放射性</p> |

| | |
|--|--|
| <p>の検査は、最終処分場に処理を委託する場合よりも高い頻度で実施すること。</p> <p>c) 焼却灰の処理にあたっては、搬出記録を作成し、保管すること。</p> | <p>廃棄物か否かを区別する基準（クリアランスレベル）として定めています。</p> <p>クリアランス基準 100Bq/kg 以下というのは、原子力発電所の解体等により発生するコンクリート、金属などの廃棄物を再生利用し、その製品が様々な方法で使われても外部被曝が 10 μ Sv/年以下となる安全な基準として設定された値です。したがって、様々な再生利用（コンクリートを建築資材、金属をベンチなど）した場合の基準値のうち、最も人が外部被曝している時間の長いものに再生利用された場合にも安全であることを想定して基準値 100Bq/kg 以下が採用されています。</p> <p>したがって、本事業での再利用は土壌改質材、路盤材の原料及び埋め戻し材など決まった用途であることから、「原子力発電所外に適用されている放射能に関する主な指標例」（平成 24 年 4 月 経済産業省 原子力被災者生活支援チーム）を参考にして、それぞれの用途にあった製品中の放射能濃度を目安として検討を進めていく計画です。補正評価書 P. 1-38～40 に記載致しました。</p> <p>③測定頻度については、関係機関と協議の上、決定致します。補正評価書 P. 1-38～40 に記載致しました。</p> <p>c) 焼却灰の処理にあたっては、搬出記録を作成し、保管することと致します。補正評価書 P. 1-38～40 に記載致しました。</p> |
|--|--|

5-7-2 個別的な事項

| | |
|--|--|
| 1. 大気汚染 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| 1) 排ガス処理対策（塩化水素）について（P. 1-26） 塩化水素を処理するため、A 案（準備書段階 | 消石灰の噴霧について、本事業計画では未利用材や剪定枝等を燃料とするため、基本的には塩化水素の発生は想定していませんが、燃料中 |

| | |
|---|---|
| <p>の計画) では必ず消石灰を噴霧することとしていたが、B 案 (変更後の計画) では、必要に応じて行うこととしたことの根拠を明らかにすること。</p> | <p>の塩素含有量が変動する可能性を考慮し、排ガス処理工程のうち、バグフィルター前に消石灰噴霧用のノズルを設置致します。試験運転中に排ガス測定を行い、塩化水素が基準を超過する場合には、関係機関と協議の上、対応致します。排ガスについては、定期的に測定を行い、基準 (自主基準を含む) への適合状況を確認していきます。補正評価書 P. 9-1-79~80 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 無風時を考慮した短期高濃度予測への対応について (P. 5-23)</p> <p>準備書に対する知事意見への見解において、無風時を考慮した接地逆転層発生時の濃度予測は、使用した予測モデルでは予測できないとしているが、その理由について、詳細に記載すること。また、計画地周辺は狭隘な地形の底部であることも考慮し、予測が困難であった本条件下での地域への影響については、継続的なモニタリング等により状況を把握し、環境保全措置の見直し等を行うこと。</p> | <p>計画地周辺は地形が複雑で、かつ急傾斜地も存在するため、ERT-PSDM モデルによる地形を考慮した予測が大前提となってきます。ただし、ERT- PSDM モデルは、プルームモデルの改良型で有風時の風下方向を考慮したものとなっているため、無風時での適用が出来ないモデルとなっております。補正評価書 P. 9-1-50~51 に記載致しました。</p> <p>したがって、無風時の影響については事後調査 (存在・供用時) において確認を行うことと致します。</p> <p>なお、調査方法については、煙突からの白煙の状況を目視により確認し、逆転層によるリッド (排ガスの上昇を抑止する上空の蓋) の出現を確認した時、かつ、計画地内及び調査対象の原地区内民家 3 地点 (最寄民家、集落中心付近民家及び集落遠方民家) での風速が無風 (風速 0.4m/s 以下) の時に調査を行うことと致します。調査方法は、状況を確認して即時測定可能である第 11 章 表 11-1-1(2) の備考欄に記載の方法と致します。なお、各調査方法は、必要な精度を有したものとなっております。補正評価書 P. 11-3~4 に記載致しました。</p> |
| <p>3) 短期高濃度予測結果のとりまとめについて (P. 9-1-69)</p> <p>a) 短期高濃度予測 (表 9-1-28(1)~(3)) 中の</p> | <p>a) 最も発生しやすい風向及び季節についての予測を行い、短期高濃度予測結果 (表 9-1-28(1)~(3)) の気象条件に追記を致しました。補正評</p> |

| | |
|---|---|
| <p>気象条件に、風向及び季節を追加すること。</p> <p>b) 各予測条件下において、周辺地域への影響を明らかにし、予測結果を追記すること。</p> <p>c) 新たに追加した予測地点（原地区の民家 3 地点）については、発生源と予測地点との標高差、距離等を整理した予測地点図を作成し追加すること。</p> <p>d) 最大着地濃度となりうる地点を明らかにすること。</p> | <p>価書 P. 9-1-65～70 に記載致しました。</p> <p>b) 風向及び季節についての予測を行い、各予測条件がほとんど発生しないこと、また、発生したとしても最大着地濃度地点は居住地域（原地区）以遠であることから生活環境への影響は最小化されることが分かりました。また、原地区の東側の地区（発生源の北東方向）及び西側の地区（発生源の北西方向）について予測を行ったところ、濃度予測を行なった北側方向の傾斜より緩くなっていることから、予測結果は北側方向の予測濃度よりも低くなることが分かりました。したがって、東側及び西側の地区についても生活環境への影響は最小化されることが確認できました。補正評価書 P. 9-1-65～70 に記載致しました。</p> <p>c) 原地区の民家 3 地点については、補正評価書 P. 9-1-58 に発生源と予測地点との標高差、距離等を追記致しました。</p> <p>d) 最大着地濃度の位置については、補正評価書 P. 9-1-69 に図を作成致しました。</p> |
| <p>4) PM2.5 のモニタリングの実施について (P. 9-1-75)</p> <p>当該環境影響評価項目については、隣接地との類似性により環境影響の程度の予測を行っている。</p> <p>事後調査においては、可能な限り現地における測定を実施し環境影響の程度を把握し、環境保全措置の見直しの必要性について検討すること。</p> | <p>事後調査においては、その他の大気汚染物質と合わせて年 4 回の調査を行う計画です。補正評価書 P. 11-3～4 に記載致しました。</p> <p>測定手法についても、必要な精度を有した簡易測定器による測定を計画しています。本発電所による環境影響が明らかとなった場合には、速やかに環境保全措置の見直しを行います。</p> |

| | |
|--|---|
| 2. 悪臭 | |
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 悪臭に係る環境保全措置について (P. 9-2-9)</p> <p>a) サイロの排気がボイラー燃焼用空気として使用されていることが分かるように、図</p> | <p>a) ご指摘のとおりとし、補正評価書 P. 1-14～15 に追記致しました。</p> <p>b) 受入れ建屋においては燃料を受け入れ、スク</p> |

| | |
|---|---|
| <p>1-2-3、4(P. 1-7, 8)を修正すること。</p> <p>b) 図 1-2-4 において、受入建屋における悪臭対策がとられていないことから、必要に応じて環境保全措置を講じること。</p> | <p>リーンに掛けた後、速やかにサイロに移送されるため悪臭は発生しません。また発生した粉じん等はバグフィルターで集塵するため外部に影響はありません。補正評価書 P. 1-41 に記載致しました。</p> |
|---|---|

| 3. 騒音 | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 夜間における騒音低減の配慮について (P. 9-3-35)</p> <p>環境保全措置 (P. 9-3-35)において、供用時の最も静かになる時間帯 (24 時～5 時) には、定常稼働以外の騒音が発生するような作業を行わないように管理することとしているが、騒音規制法で基準が定められている夜間の時間帯 (22 時～6 時) についても、同等の配慮を検討すること。</p> | <p>騒音規制法で基準が定められている 夜間の時間帯 (22～6 時) については、作業計画において定常稼働以外の騒音が発生するような作業を行わないよう管理することにより騒音レベルを抑えます。補正評価書 P. 9-3-30 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 生木屑チップ等燃料の運搬について (P. 9-3-43)</p> <p>a) 評価結果 (P. 9-3-43) において、「通勤通学時間帯は台数を減らす」旨、記載しているが、B 案 (変更後の計画) (表 9-1-37(2)) においては、朝の通勤時間帯 (7～8 時) においても運搬車両が走行する計画となっている。当該時間帯は、児童の通学時間帯であり、また、通勤車両が最も増える時間帯でもあるため、A 案 (準備書段階の計画) と同等とすることについて、検討すること。</p> <p>b) 運行ルート・時間帯の検討においては、これまでの検討に加え、次の点を考慮すること。</p> <p>①沿線の小学校等のスクールゾーンの分布及び利用時間</p> <p>②運搬車両の運転手に対する要注意箇所の周知</p> | <p>a) b) ①②計画地近傍の小学校の通学時間帯は 7 時 30 分～8 時 20 分であり、初狩小学校の周辺 2 箇所がスクールゾーンとなっていることから、大型車両については工事に影響のない範囲で通勤通学時間帯の 7 時 30 分～8 時 20 分の間は台数を極力減らすことや通学時間帯を極力避けることで周辺住民への安全配慮や交通渋滞への影響の低減に努めます。また、搬入業者に対しては要注意箇所等を記載したルート図を配布するほか、車両の待機場所、運搬経路、運搬時間帯、配慮すべき事項、計画地周辺の動物への配慮等についての説明会を開催し周知を徹底する計画です。補正評価書 P. 9-3-38 に記載致しました。</p> <p>c) 運行ルート及び時間帯等に変更が生じた場合には速やかに自社ホームページにその旨通知して関係住民に周知致します。補正評価書 P. 9-3-38 に記載致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| c) 運行ルート・時間帯等に変更がある場合についても、ホームページを通じて住民等に周知すること。 | |
|--|--|

| 4. 水質汚濁 | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 排水の目標水質の設定について (P. 1-27)</p> <p>排水の目標水質については、水質汚濁防止法に係る本県の上乗せ基準を参考に設定したとのことであるが、設定された目標水質は、当該基準の日平均値を上回るものがあることから、当該上乗せ基準と整合を図ることについて検討すること。</p> <p>なお、対応が困難な場合は、その理由を明らかにすること。</p> | <p>排水の目標水質については、水質汚濁防止法及び山梨県の上乗せ基準を参考にし、基準値内の値となるように設定致しました。補正評価書 P. 9-6-17～18 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 用水の水質、前処理に応じた排水処理方法等の検討について (P. 1-27)</p> <p>排水については、用水の水質に応じた水処理を行うこととしているが、利用に先立ち行われる前処理(濾過・スケール防止剤の添加等)の内容を考慮した排水処理方法及び排水の目標水質の設定を検討すること。</p> | <p>排水処理方法の検討にあたっては、前処理で添加したスケール防止剤の成分等も考慮して処理前の水質を設定した上で、法令等の基準(自主基準を含む)や周辺環境への影響を考慮して、ろ過や凝集沈殿(薬剤の選定も含む)などの処理方法を決定致します。検討の経緯及び結果については、事後調査報告書に記載致します。</p> <p>補正評価書 P. 9-6-24～25 に記載致しました。</p> |
| <p>3) 工事中の濁水予測について (P. 9-6-28)</p> <p>予測において、笹子川の流量として表 9-6-14 (P. 9-6-28) の平均値を用いているが、より安全側の予測として、最も流量が少ない冬期の流量についても検討し予測結果を見直すこと。</p> | <p>安全側に考え、最も流量が少ない冬季の流量についても検討致しました。予測結果、浮遊物質量の増加率は、9.50%であり、現況との変化は10%以内であることから、冬季についても切土工等又は既存の工作物の除去工事に伴う降雨時の濁水の影響がないことが確認されました。</p> <p>補正評価書 P. 9-6-30～31, 34 に記載致しました。</p> |
| <p>4) 予測結果の定量的な記載について (P. 9-6-19)</p> <p>発電所の稼働に伴う水質への影響の予測については、定量的な予測が行われていること</p> | <p>予測結果及び評価では、増加量及び増加率を追記して定量的な評価を致しました。補正評価書 P. 9-6-19～27 に記載致しました。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| から、予測結果及び評価についても、できる限り定量的に取りまとめること。 | |
|-------------------------------------|--|

| 5. 水象 | |
|---|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 地下水の起源の検討について (P.9-7-25)</p> <p>地下水の水質組成の分析結果 (P.9-7-25)において、G2 井戸の起源は笹子川とは別水源と予測している。しかし、G2 井戸の水質結果は笹子川とほぼ同じ傾向を示しているため、G2 井戸の起源が笹子川とは別水源とした検討経緯を、より具体的に示すこと。</p> | <p>G2 井戸の揚水試験の結果を見ると G2 井戸の近くには笹子川があるため、基盤上面の砂礫層内からの出水に関しては、笹子川の伏流水である可能性があります。しかし、本事業で取水を予定している地下水は基盤岩中からのものです。この地下水は基盤岩の亀裂に貯留された裂か水であると考えられます。また、基盤岩である泥岩 (頁岩) は難透水層となっているため、上部の砂礫層とは別水源であると考えられます。</p> <p>G2 井戸の深度毎の水量を見ると、基盤上面の砂礫層では 2 箇所とも 15 l /分ですが、基盤岩中にあたる深度 10.50m 以降では急激に増加しており、深度 19.25~30.25m にかけて 245~300 l /分の出水が確認されていることから砂礫層と基盤岩中の水は別の水であると考えられます。</p> <p>水質組成分析の結果では、G2 井戸と笹子川のヘキサダイアグラムの形状を比較すると形状は似ているものの、G2 井戸はやや溶存物質に富んでおり、笹子川は溶存物質に乏しい典型的な表流水の形状となっています。このことから別の水源であると考えられます。G2 井戸のヘキサダイアグラムは、基盤境界上面付近と基盤岩中の 2 箇所のストレーナーからの出水の混合水に関する結果ではありますが、基盤岩中からの出水が大部分を占めているため、基盤岩中の水の結果と見て問題ないものと判断できます。</p> <p>以上のことから、G2 井戸の水の起源は笹子川の水が直接伏流したものではなく、G2 井戸地点</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>における集水域全体からの涵養水が基盤岩中で一時停滞し、現地の頁岩の亀裂から出水したもので、あくまで地下水であり、基盤上面の砂礫層から出水している地層水とは別であると考えられます。補正評価書P.9-7-28～29に記載致しました。</p> |
| <p>2) 地下水の使用に係る検討について (P.9-7-23、34)</p> <p>a) G2 井戸からの取水について、笹子川対岸に位置するG2 井戸は、柱状図 (P.9-7-23) において地下水位が-4mであり、当該地で揚水を行った場合、周辺の地盤沈下及び表層付近の地下水への影響が懸念される。事業の実施に当たっては、表層付近の地下水保全のため、底部ストレーナーから採水を行い、供用後は G2 井戸周辺の表層付近の地下水位の変化及び地盤の沈下の状況について継続的なモニタリングにより把握し、異常が確認された場合の環境保全措置、対応方針等を検討すること。</p> <p>b) 取水配分について、B 案 (変更後の計画) では、水量が多いG2 井戸の併用により、水量の少ない G1 井戸の負荷量が低減できるとしている。G1 井戸と G2 井戸の取水の配分について具体的に示すこと。</p> | <p>a) 揚水試験におけるストレーナーの位置は、基盤境界上面付近に 1 箇所、深度 26.70～32.20m の基盤岩中にあたる頁岩 (Sh) 部分に更に 1 箇所を設置していましたが、本設井戸に関しては基盤岩中の 1 箇所 (深度 20～30m) からのみ取水できるものを新設し、施工に際しては地表から基盤境界付近まではケーシング管周囲にセメントミルクを充填し、伏流水の可能性が考えられる基盤上面の地層水の流入を防ぐ構造と致します。補正評価書P.9-7-29に記載致しました。</p> <p>また、井戸水位及び地盤沈下の状況のモニタリングにおいて地下水位の変化や地盤沈下などの異常が確認された場合は取水をやめ、他水源 (他の井戸や河川) での対応を致します。補正評価書P.9-8-3～4に記載致しました。</p> <p>b) 水量の多いG2 井戸を主な取水井戸に使用し (取水配分 100%)、G1 井戸に関しては予備取水用のバックアップとする計画です。補正評価書P.9-7-2に記載致しました。</p> |

| 6. 地形・地質 | |
|--|--|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 地質の影響について (P.9-9-5)</p> <p>a) 図9-7-6 推定地層断面図 (P.9-7-18) は地表面から下層 (BS-g 層) まで地耐力を示す N 値が小さいため、ボイラーや煙突等の構造物を設置した場合、地盤の沈下、施設の傾斜等の懸念に加え、予期せぬ騒音や低周波音を発生させる可能性があることから、地盤改良</p> | <p>a) 現状では、計画地の地耐力が不足するため、地盤改良を行う計画であり、建物の基礎はベタ基礎を施工する計画であります。それにより、地盤沈下や施設の傾斜を回避致します。また、今後、追加のボーリング調査を行って、杭工法等も含めて経済性を考慮して検討致します。地盤改良の方法については、セメント系の固化材</p> |

| | |
|---|--|
| <p>の内容や主要構造物の基礎等に係る情報を詳細に記載すること。</p> <p>b) 図 4-1-10 主要な断層及びリニアメントの存在 (P. 4-33) において、計画地周辺で確認されている、活断層の疑いが推察されるリニアメントの存在に対する検討の経緯 (例えば、耐震設計・土地の崩壊等) を記載すること。</p> | <p>と現地の土を混合して行う計画です。補正評価書 P. 9-8-3~4 に記載致しました。</p> <p>b) 建物の水平震度については、建築基準法に則り、一次設計で水平震度 0.2 (震度 5 程度の中地震想定)、二次設計で水平震度 1.0 (震度 6 以上の大地震想定) として設計を行い、プラントの水平震度については、火力発電所の耐震設計規定に則り、水平震度 0.3 として設計を行うことで構造物への影響を低減致します。補正評価書 P. 9-9-6 に記載致しました。</p> |
|---|--|

| 7. 陸上動物 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 評価書における希少種の取扱いについて (P. 9-12)</p> <p>確認されたクマタカの生息状況等については、調査時期、手法及び環境保全措置の内容について、確認位置、行動圏等の当該種の保全上秘匿することが適当な内容を除き評価書に記載すること。</p> <p>また、上記により秘匿した内容については、別冊資料 (非公開版) に記載すること。</p> | <p>1) 現地調査において確認されましたクマタカの生息状況について、調査手法は P. 9-12-1、調査内容及び時期は P. 9-12-5、環境保全措置の内容は P. 9-12-60~66 に記載致しました。また、飛翔ルートや巣の位置等クマタカの保全上秘匿した内容については非公開資料として作成していることを補正評価書 P. 9-12-1 に記載致しました。</p> |
| <p>2) クマタカの営巣を考慮した工期及び工事内容について (P. 9-14-20)</p> <p>表 9-14-7(2) 環境保全措置の検討において、クマタカの生息環境の保全措置として「大規模な工事作業等については、敏感度が最大になる抱卵期 (3~6 月) を避けて行う等」としているが、環境省が策定した「猛禽類保護の進め方」では、当該種の保全のために営巣中心域においては、工事等を避ける期間を『敏感度が大きくなる期間 (造巣期及び巣内育雛期を含む 1~8 月) を避ける。』とし、事業者が設定した期間より長く設定している。</p> | <p>a) 「猛禽類保護の進め方」よりも短期間とした理由として、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 カ年におけるクマタカの営巣状況及び巣の位置を確認した結果、事業地と営巣地が約 800m 離れていることから、2 月に大規模工事を行ってもその影響は小さいと判断しましたが、安全側に立ち、補正評価書では大規模工事を避ける期間を 2 月~6 月と修正しました。</p> <p>なお、7 月から 10 月については、クマタカの繁殖への敏感度が中~小へと下がり、繁殖への影響が低減されることから、クローラークレーン等大規模な建造物の建設時に使用する工事を実施しても支障がないものと判断致しました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>a) 今回の事業地は、高利用域外ではあるが、工事等を避けるべき期間を「猛禽類保護の進め方」よりも短期間とした理由を明らかにすること。</p> <p>b) 造巣期及び巣内育雛期において影響のおそれがある工事内容(大きな騒音を発生する工事、高所作業等)を明らかにするとともに、現地におけるクマタカの繁殖の状況に合わせて工程を工夫(調整)すること。</p> <p>c) 当該措置により工事を行う際の、クマタカの営巣状態の把握の手法及び異常を確認した際の対応を明らかにすること。</p> | <p>b) クマタカの造巣期及び巣内育雛期にあたる工事としては、2月～3月は建築工事の山留め地盤改良工事、4月～6月は建屋の基礎工事及び鉄骨建方工事(建屋は18メートル以下の高さ)が想定され、特に翌年の4月には建設機械に伴う騒音が最大になることが予測されましたが、周辺地域(原地区)の現況値の騒音レベルが57dbに対し、クマタカの営巣地付近で予測される騒音レベルは51dbと現況値よりも低いことから、騒音による営巣地への影響はないものと予測されました。</p> <p>また、7月頃、(クマタカの巣内育雛から家族期)には、300トン級、高さ50m程度のクローラークレーンを用いる施設の建設が予定されており、高所での作業が予定されておりますが、工事及び建設機械の集中稼働を低減し、低騒音型の建設機械を使用することで騒音レベルを抑える取り組みをいたします。</p> <p>しかしながら、より安全面に配慮し、クマタカの事後調査については工事工程に従い、月1回の調査(調査初期は複数回)を基本とし、現地調査と調整しながら詳細な調査を実施致します。</p> <p>補正評価書P.9-12-60～66にクマタカの生息環境の保全措置について詳細に記載致しました。</p> <p>c) クマタカの繁殖ステージと大規模工事期間を示した工事工程をP.9-12-65、事後調査におけるクマタカのモニタリングの手順をP.9-12-66に記載しました。</p> <p>クマタカの営巣状態の把握については、通常の調査計画より詳細な調査を実施致します。具体的には、工事時には大規模工事開始前に騒音等のモニタリングを行い影響の把握を行い、営巣林内の工事の騒音の影響の有無を確認するこ</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <p>と、工事の影響があると判断された場合には工事の馴化を検討に入れた調査方法を取り入れること、工事中に工事に対する忌避行動が確認された場合は工事を速やかに中断して馴化の方法を検討し直し対応することと致します。これらの対応の詳細は補正評価書 P. 9-12-60～66 に記載致しました。</p> |
| <p>3) 施設から発生する白煙によるクマタカへの影響の低減について (別冊) 事業の実施に伴う白煙 (水蒸気) の影響による、クマタカの生息状況の変化については、施設の運転開始後についても継続的にモニタリングを実施し、営巣環境等に著しい影響を及ぼさないよう、環境保全措置 (白煙を低減するための装置の設置を含む) の見直しを随時行うこと。</p> | <p>施設から発生する白煙に対するクマタカの生息への影響について、事後調査により確認し、白煙発生時のクマタカへの影響を把握するように致します。具体的には、施設の存在、供用開始後3年間は白煙の状態を作業員が毎朝デジタルカメラにて撮影をし、白煙の状況を監視することとともに、継続的なクマタカの行動をモニタリングいたします。モニタリングの結果、営巣林に白煙の影響があると判断された場合は、燃料等の調整により白煙を低減する処置を行い、その効果を検証するためにモニタリングの期間を延長致します。補正評価書 P. 9-12-60～66 及び P. 9-14-38 に記載致しました。</p> |
| <p>4) 送電線路の設置に係る環境保全について (P. 5-16) 送電線路が猛禽類に与える影響の検討の経緯 (猛禽類の専門家等からの助言を受けている場合はその内容を含む) 及びこれを踏まえた送電線路の設置に係る関連事業者との協議の内容を工事着手前に県に情報提供すること。</p> | <p>送電線設置業者 (東京電力株式会社) との協議の内容を送電線路工事着手前に県へ情報提供を致します。</p> |
| <p>5) ロードキル対策について (P. 9-12-56) シマヘビに対する保全措置として記載されているロードキル対策は、生態系の項目において詳細に記載されている (P. 9-14-22)。 陸上動物の項目における記載内容についても、生態系の記載内容と整合が図られるよう工夫すること。</p> | <p>評価書では環境保全措置のロードキル防止の注意喚起で「シマヘビの保全」のみを保全対象としていましたが、「シマヘビの他可能な限りの陸上動物種の移動経路の保全」に修正し、補正評価書 P. 9-12-63～64 に記載致しました。また、ご指摘のように存在・供用時の当該措置が、工事時の措置の箇所に記載していたことから、環</p> |

| | |
|---|---|
| <p>また、存在・供用時の当該措置が、工事時の措置の箇所に記載されていることから、当該措置の記載を整理してそれぞれ記載すること。</p> | <p>環境保全措置の記載を整理、修正し、補正評価書 P.9-12-63～64 に記載致しました。</p> |
| <p>6) 夜行性動物への配慮について (P.9-12-56) 計画地周辺に生息する陸上動物の夜間の行動への影響を低減するための措置として、夜間照明の管理については、生態系に記載した環境保全措置と整合を図ること。</p> | <p>陸上動物調査の環境保全措置の検討にも夜行性動物を加え、それらにも配慮した夜間照明の設定について補正評価書 P.9-12-64 で追加修正致しました。</p> |
| <p>7) 取水・排水による A 沢の水生生物の生息への影響の検討について (P.9-13-41) 取水・排水方法の違いによる A 沢に生息する水生生物の種の傾向、種数等への影響(変化)を、排水方法や水質変化を考慮しとりまとめること。 なお、取りまとめにあたっては、次の事項に留意すること。 a) 案 1～3 毎に現況と実施後における影響要因と影響の程度の違いを含めるなど記載内容の充実を図り、共通の視点で取りまとめること。 b) 表 9-13-22(2) (P.9-13-42) と整合を図ること</p> | <p>取水・排水方法の違いによる A 沢の水生生物への影響については、A 沢の全確認数の約 50% がカゲロウ目、カワゲラ目及びトビケラ目などの水温の変化に敏感な種類が多く、特に渇水期における排水地点での水生生物の生息数が現況と比較して減少することが予測されました。そのため、取水・排水方法を 3 案提示し、豊水期、渇水期、中間期の 3 期の水質・水量の変化を考慮し、A 沢における水生生物の生息への影響について詳細に予測しました。案 1～3 案の項目毎に環境に配慮する観点においてメリットは○、デメリットは×、その中間は△を付けており、最もメリットの高いもの、つまり環境の低減が最もなされている案を採用致しました。補正評価書 P.9-13-39～44 に記載しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>8. 生態系</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 施設南側の緑地緩衝帯に係る環境保全措置の検討について (P.9-14-36) 緑地緩衝帯案 2 (P.9-14-36) において、敷地の南側に設置する芝地及び法面に侵入した動物の発電施設への侵入防止と、侵入した場合の緑地緩衝帯への脱出方法を考慮した検討を加えること。</p> | <p>敷地内南側の緑地緩衝帯には落石防止用の柵を設置予定であります。建物の周囲にはそれ以外に安全面、防犯上及び大型動物の侵入を防ぐためのフェンスを設置することにより、中、大型動物は基本的に施設内に侵入しないような設計に致します。これらの検討の詳細は補正評価書 P.9-14-22～23 に記載致しました。</p> |
| <p>2) 施設北側の法面緑化 (ツル植物による緑化)</p> | <p>法面に被覆した緑化植物については生育状況</p> |

| | |
|---|---|
| <p>について (P.9-14-39)</p> <p>施設北側の法面緑化については、植栽する植物の特性を考慮して行うとともに、法面の被覆の状況や植栽した植物の生育状況をモニタリングし、必要に応じて樹種の見直しを行うこと。なお、見直しの結果、新たな種を選定する場合は、計画地周辺で確認されている種を優先的に選定するよう検討すること</p> | <p>をモニタリングし、法面緑化の有効性について検証し、進捗状況を確認することと致します。補正評価書P.9-14-31～34に記載致しました。施設北側の法面緑化に用いるツル植物(ナツヅタとテイカカズラ)は計画地周辺で確認されており、また壁面緑化の事例を調べてみたところ、下垂させた場合の事例(民有地緑化ガイドライン 平成25年広島市)がありましたので計画地北側法面の壁面緑化については樹種の見直しはせずに評価書に記載した内容で実施致します。</p> |
| <p>3) 施設内及び周辺緑化で用いられる植栽種の選定と管理の徹底について (P.9-14-30)</p> <p>a) 施設内の緑地等に残置されるハリエンジュについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において要注外来種に位置付けられている種であることから、計画地外への拡散の防止については徹底するとともに、植え替え等の際には、地域の種を優先的に選定するよう配慮すること。</p> <p>b) 周辺の植栽を行う場合には、現況調査においてシカやイノシシが確認されていることを踏まえ、植栽した種が食害を受けないような措置を検討すること。</p> | <p>a) 施設内の緑地等に残置されるハリエンジュについては、伐採が特に必要ない場所においては現状維持で進めますが、事後調査において拡散の状況が明らかとなった場合には伐採し、地域の種を植え替える等の対策を致します。</p> <p>b) 工事期間中及び存在・供用時には計画地全体を安全面、防犯上及び大型動物の侵入を防ぐためのフェンスで囲うことから、シカ、イノシシ等の動物が計画地内に侵入し、植栽した植物が食害を受けないような対策を致します。補正評価書P.9-14-23に記載しました。</p> |

| 9. 景観・風景 | |
|--|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 中央線の車窓からの景観の変化について (P.9-15)</p> <p>中央線の車窓からの景観への影響については、フォトモンタージュを作成するとともに列車の車窓から確認できる範囲を位置図等に図示すること等により予測を行うこと。</p> | <p>実際に JR 中央本線に乗車して車窓からみたフォトモンタージュを作成し、補正評価書P.9-15-97～101に記載致しました。他の地点同様に視距離、水平見込み角、仰角・俯角、スカイライン切断の有無などを検討致しましたが、概ね原地区沿道からの見え方と大差ないと予測されました。また、普通列車の場合、事業計画地全体が見える時間としては10秒程度でした。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2) 適切なフォトモンタージュの作成について (P.9-15)</p> <p>予測結果に示されたフォトモンタージュの一部 (特に P.9-15-92 以降) については、作成過程でのシェーディング (明暗のコントラストで立体感を与える技法) 等の効果が大きく、実際より暗く表現されている可能性があるため、フォトモンタージュ作成時の各種設定の再検討を行い作成すること。</p> | <p>評価書 P.9-15-92 以降については、作成過程でのシェーディング (明暗のコントラストで立体感を与える技法) 等の効果が大きいと考えられることから、フォトモンタージュ作成時の各種設定の再検討を行い作成し、補正評価書 P.9-15-83~96 に記載致しました。</p> |
| <p>3) 建物の色彩の複数案の検討について (P9-15-126)</p> <p>a) 建物の色彩の検討においては、背景となる山林の四季の変化を考慮し、また、予測結果が事業の影響を過小評価するものとならないよう、より安全側の予測条件を設定した上で検討を行うこと。</p> <p>b) A 案 (準備書段階の計画) と B 案 (変更後の計画) で色彩の予測手法について変更した理由を評価書において明確にすること。特に、B 案 (変更後の計画) については、色彩の選定 (検討) 過程が示されていないことから、予測手法について詳細な記載を行うこと</p> <p>c) B 案 (変更後の計画) の複数案で示された「渋墨色や漆喰色」は、一般的に古い街並みが続く場所において選定されている。計画地周辺は森林を背景とする地域であり、また、本計画は単独で大きな建築物が設置されるため、周辺景観から突出した構造物となるおそれがあることから、当該色彩の選定については、地域の背景等を考慮して慎重に検討すること。</p> | <p>a) 建物の色彩の検討過程において、冬季 (落葉期) 及び夏季 (活葉期) に加え、春季 (落葉期→活葉期) 及び秋季 (活葉期→落葉期) についてもフォトモンタージュを作成し補正評価書 P.9-15-118~129 に記載致しました。予測条件として、他の自治体による具体的な事例として、「三重県景観色彩ガイドライン (平成 20 年 4 月)」などを参考にしながら周辺の里山に調和した建物の色彩の推奨色について検討し、背景の森林の景観と調和を図りやすい色相 (YR-2.5Y グループ) からモノトーンカラー 2 案及びアースカラー (茶系) 1 案の計 3 案を選択し、補正評価書 P.9-15-112~114 に記載しました。</p> <p>b) 建物の色彩の経緯は準備書段階の計画でベージュ系と緑系、その後準備書発行以降の平成 26 年 8 月 6 日の技術審査会では建物の色彩は検討中と説明し、次回平成 26 年 9 月 5 日の技術審査会では「日本風土に合う伝統色及び自然に調和するアースカラー」と予測手法を変更しました。上記変更の理由としましては、計画初期の準備書段階では建物の色彩検討が詳細に明確化されておらず、詳細な検討ができなかったことが挙げられます。</p> <p>評価書 (B 案) では事業計画の変更に伴い、事業の詳細が明確化し、色彩の検討については「三重県景観色彩ガイドライン (平成 20 年 4</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>月)」を参考にしながら周辺の里山に調和した建物の色彩の推奨色について検討し、「日本風土に合う伝統色の漆喰色や渋墨色及びアースカラー色の3案」として分かりやすいキーワードを用いて明確に予測手法を明らかにしました。複数案の色の設定については補正評価書P.9-15-114に記載致しました。</p> <p>予測手法として、準備書案から補正評価書案までの環境保全措置の経緯については補正評価書P.9-15-132に詳細な記載をし、その中で建物の色彩についての検討の経緯を説明致しました。</p> <p>c)B案については日本の伝統色から渋墨色の黒と漆喰色の白を引用して説明文に表記いたしましたが、知事意見のご指摘のように「渋墨色や漆喰色」は一般的に古い街並みが続く場所において選定され、計画地周辺は森林を背景とする地域であることから、森林を背景とした建物の色についての指針が明確に示されている「三重県景観色彩ガイドライン(平成20年4月)」の推奨色に含まれる濃い灰色系と白色系(モノトーンカラー)及び茶系のアースカラーから選定することとし、補正評価書P.9-15-112～114に記載致しました。</p> <p>それらの設定した建物の色彩の複数案について補正評価書P.9-15-114に記載致しました。また、上記3案の4季を通じたフォトモンタージュを慎重に検討した結果を補正評価書P.9-15-115に、評価結果をP.9-15-135に記載し、3案とも四季を通じて基本的には周辺の背景に調和した色彩であることと評価致しました。</p> <p>また、3案の配色提案については、地元から意見を募集し、白野、原及び吉久保地区の地域住民より「意見無し」とのご回答を大月市より</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| | <p>いただいております。</p> <p>実際の配色計画については、背景の里山景観に十分配慮した配色となるよう詳細設計の中で確定していくことと致します。</p> |
| <p>4) 白煙の拡散状況の把握について (P.9-15-117)</p> <p>予測結果は安全側で検討が行われているものの、白煙による希少猛禽類の生息環境及び景観への影響については慎重な検討が必要であることから、事業着手前の情報収集、運転開始後の事後調査により、環境保全措置の見直しを行い、追加的な措置の必要性について検討すること。</p> | <p>白煙の出現特性については、気温が下がり、湿度が高くなると発生することが知られております。冬季の朝には上記の条件が満たされることから、白煙の発生がみられる時期としては冬季の午前中と予測されます。また、白煙発生によるクマタカの行動及び景観に影響が出ることが予測されたことから、施設の存在、供用開始後3年間は白煙の状態を作業員が毎朝デジタルカメラにて撮影をし、白煙の状況を監視すること、継続的なクマタカの行動をモニタリングし、随時、環境保全措置の見直しを行うことと致します。補正評価書P.9-12-60～62、P.9-14-36～38、P.9-15-105～111 及びP.9-16-14 に記載致しました。</p> |

| 10. 廃棄物・発生土（土壌汚染に関する事項を含む） | |
|---|---|
| 知事意見 | 事業者の見解 |
| <p>1) 発生土に係る環境保全措置の検討について (P.9-17-2)</p> <p>計画地は、盛土により形成された土地であり、搬入された土砂の地質等が把握されていないこと、また B 案（変更後の計画）の造成計画では、11,000m³ の土砂を搬出する計画であることから、次の事項に留意して環境保全措置を検討すること。</p> <p>a) 搬出する発生土については、定期的な成分分析（含有・溶出試験）を実施すること。</p> <p>b) 有害物質（自然由来を含む）の含有を確認した場合の措置についての考え方を示すこと。</p> <p>c) 有害物質を含有する土砂の搬出については</p> | <p>a, b, c, d) 発生土については、仮置きはせず敷地から直接搬送を致します。また、定期的に成分分析を行い、有害物質の含有が確認された場合には適正な処分を行う業者への委託処理を行うとともに関係機関と協議しながら適切な処理に努めます。有害物質を含有する土砂については搬出記録を作成し保存致します。補正評価書P.9-17-2～3 に記載致しました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>搬出記録を作成し、保存すること。</p> <p>d) 発生土の仮置きを行う場合は、仮置き場における発生土及び浸出水の管理方法についての考え方を示すこと。</p> | |
| <p>2) 焼却灰及び汚泥の発生量に係る算出根拠の明確化について (P. 9-17-6)</p> <p>施設の供用に伴い発生する焼却灰及び汚泥の発生量について、その算出根拠を明らかにすること。</p> | <p>現計画値としての焼却灰（フライアッシュ）発生量は、使用燃料の灰分及び焼却時の珪砂飛散量を合わせたものであり、混焼時に最大でも680kg/時となります。</p> <p>汚泥発生量は、排水の凝集沈殿処理により発生する汚泥分を脱水処理したのから想定される量であり、同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の汚泥発生量の実績値は0.3m³/日以下であるため、本事業計画においても0.3m³/日以下になるものと想定されます。なお、参考とした同様な規模・仕様の木質バイオマス発電所の排水量、凝集沈殿方式は、本事業計画と同じです。補正評価書P. 9-17-5～6に記載致しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>11. 温室効果ガス等</p> | |
| <p>知事意見</p> | <p>事業者の見解</p> |
| <p>1) 温室効果ガス排出量の削減効果の積極的な記載について (P. 9-19-3)</p> <p>a) 「③ 発電所の稼働に伴う温室効果ガスの削減量」(P. 9-19-3) の検討について生木屑チップ（バイオマス燃料）の使用による温室効果ガスの排出削減効果を図表等により、分かりやすく示すこと。</p> <p>b) 当該事業の総合的な排出削減対策の検討ライフサイクルアセスメントの視点から、生木屑チップ運搬、乾燥に伴う地球温暖化物質の排出量の抑制についても環境保全措置に加えることなど、事業がより環境に配慮したものとなるよう検討すること。</p> | <p>a) 温室効果ガスの削減量の表を作成致しました。補正評価書P. 9-19-3に記載致しました。</p> <p>b) ライフサイクルアセスメントの視点から、木屑チップの運搬、乾燥に伴う地球温暖化物質の排出量についても考慮すべきであるが、必要なデータは供給業者に依るところとなるため、事業が開始された後にヒアリングを行い、実績値として計算を行い、その結果は事後調査報告書に記載致します。補正評価書 P. 9-19-3に記載致しました。</p> |